

第5章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、基本法第50条第2項に定める災害応急対策の実施責任者がその実施を図るものとする。

第1節 災害情報収集及び伝達計画

災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、この計画に定めるところによる。

1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となることから、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、SAR衛星、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集・相互に交換するものとする。その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。

また、通信が途絶している地域で応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることとする。

道は、町から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、情報収集のため被災地に職員を派遣するなど、必要な措置を講じるものとする。

(1) 町の災害情報等収集及び連絡

ア 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を十勝総合振興局長に報告するものとする。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

イ 町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

2 災害等の内容及び通報の時期

(1) 災害対策本部の設置

ア 町が本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、道及び関係する防災関係機関へ通報する。

イ 防災関係機関は、前事項の通報を受けたときは、災害情報について密接な相互連絡を図るため、必要に応じて当該対策本部に連絡要員を派遣するものとする。

(2) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、道（危機対策課）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(3) 町の通報

- ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 現地情報連絡員（リエゾン）等の応援要請、受入れ体制

(1) 道への依頼

町の体制のみでは円滑な情報収集連絡の実施が困難な場合は、十勝総合振興局に応援を求める。

(2) 北海道開発局への依頼

「北海道地方における災害時の応援に関する申合せ」により北海道開発局（帯広開発建設部）に現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を依頼する。派遣基準は、大規模自然災害（地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等）が発生又は発生しそうな状況の場合で、北海道開発局（帯広開発建設部）の判断で派遣される場合もある。

(3) 応援隊の受入れ

庶務班及び総務班は、北海道開発局（帯広開発建設部）の現地情報連絡員（リエゾン）又は道からの応援職員の派遣が決定した場合は、円滑な派遣体制が行えるように作業スペースの確保等の受入れ体制の整備に努めるものとする。

4 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき十勝総合振興局長に報告するものとする。

ただし、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合は、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。（直接即報基準は「資料編 資料2-6 直接即報基準」による。）

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信の途絶等により道知事（十勝総合振興局長）に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

5 情報の分析整理

道及び町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

○火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の報告先】

時間帯	平日 (9:30~18:15)	平日 (左記時間帯以外)・休日
報告先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (防庁防災・危機管理センター内)
N T T 回線	電話 03-5353-7527 FAX 03-5353-7537	電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク (北海道総合行政情報ネットワーク)	衛星専用電話機(FAX)より 電話 048-500-90-49013 FAX 048-500-90-49033	衛星専用電話機(FAX)より 電話 048-500-90-49102 FAX 048-500-90-49036

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先	消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話 03-5253-7510 FAX 03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク (北海道総合行政情報ネットワーク)	衛星専用電話機(FAX)より 電話 048-500-90-49175 FAX 048-500-90-49036

6 災害情報伝達計画

(1) 災害の発生または異常現象発見時の情報に関する措置

ア 発見者の通報義務

災害が発生した場合または異常現象等を発見した者は、速やかに町長または幕別駐在所（札内交番、糠内駐在所及び忠類駐在所（以下「駐在所」という。）を含む）もしくは幕別消防署（札内支署、忠類支署、糠内分遣所、駒島消防及び途別消防を含む）に通報しなければならない。

イ 警察官等の町への通報

異常現象発見者からの通報を受けた駐在所または幕別消防署は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

ウ 町長から各機関への通報及び住民への周知

町長は、一般住民、駐在所または幕別消防署から異常現象発見の通報を受けたときは、必要に応じ十勝総合振興局及び関係機関に通報するとともに住民に周知する。

エ 当直員の災害情報、被害状況等の取扱い

当直員は地域住民から災害の発生または異常現象発見の通報を受理した際は、速やかに防災環境課長及び地域振興課長（防災環境課長及び地域振興課長が不在のときは防災危機管理係長及び住民生活係長）に報告し、その指示により処理する。

オ 災害情報連絡は、「図表5-1-1 災害情報連絡系統図」による。

カ 住民に対する周知徹底

住民に対する周知徹底は、「第3章第3節気象業務に関する計画」別図3-3-1 気象警報等伝達系統図に従って行うものとする。

(2) 地区別情報等連絡責任者

災害情報、被害状況等の迅速な伝達を行うため、地区別情報連絡責任者を次のとおり定める。

ア 地区別情報等連絡責任者は町内会長とする。

イ 地区別情報等連絡責任者の任務

(ア) 住民からの通報を受けたときは町長に情報を通報すること

- (イ) 町長の行う災害情報の収集及び伝達について周知、協力すること
- (ウ) 町長の行う応急対策について協力すること
- (エ) 町長の行う被害状況調査その他について協力すること

【災害情報等報告取扱要領】

町長は、災害時、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を十勝総合振興局長に報告する。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、次に掲げる。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 救助法の適用基準に該当するもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれのある場合、または広域的な災害で本町の災害が軽微であっても十勝総合振興局管内全体から判断して報告を要すると認めるもの
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれらが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認めるもの
- (7) その他特に必要と認めるもの

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害時は、「様式5-1-1 災害情報」により速やかに報告する。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行う。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除く。

ア 速報

被害発生後直ちに「様式5-1-2 被害状況報告（速報・中間・最終）」により報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、「様式5-1-2 被害状況報告（速報・中間・最終）」により報告する。なお、報告内容に変化を生じたときは、その都度報告する。ただし、報告の時期等は特に指示があった場合はその指示による。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に「様式5-1-3 被害状況報告集計表（中間・最終）」により報告する。

(3) その他の報告

災害の報告は(1)及び(2)によるほか法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行う。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話または無線等により迅速に行う。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は文書により報告する。

4 被害状況判定基準

「別表 5-1-1 被害状況判定基準」のとおりとする。

5 被害状況報告にあたっての留意事項

被害状況報告にあたっては、役場内の関係各課及び関係機関と被害内容について十分調整を図るものとする。

7 動員計画

災害が発生し、または災害の発生が予想される場合、応急措置を迅速かつ的確に実施するために必要な要員の動員は、次に定める。

(1) 動員の配備、伝達系統と方法

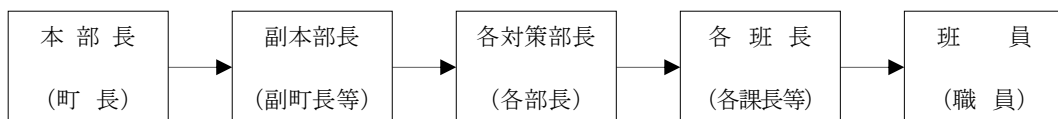
本部職員等に対する伝達方法は、次のとおりとする。

ア 勤務時間中の伝達系統及び伝達方法

本部長の指示により、第1種非常配備体制あるいは第2種非常配備体制、さらに緊急事態に備えて本部全員を待機させる第3種非常配備体制を指令する。

各対策部長は、所属職員に連絡して指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他応急措置を実施する体制を整備確立する。

○ 伝達系統

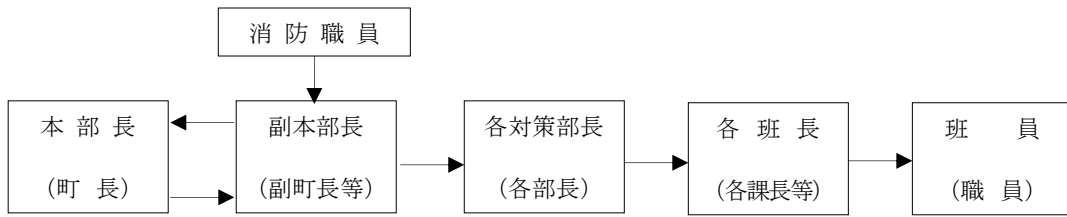


イ 勤務時間外の伝達方法

当直者は、次の情報を察知したときは防災環境課長または地域振興課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係部長、職員に通知する。

- (ア) 気象情報等が関係機関から通報されるとき
- (イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認めるとき
- (ウ) 異常現象の通報があったとき

○ 消防職員による伝達系統



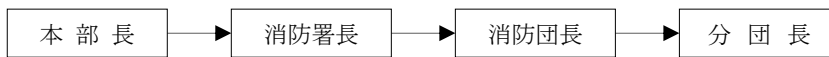
(2) 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外において登庁の指示を受けたとき、または災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、所属の長と連絡のうえ、または自らの判断により登庁する。

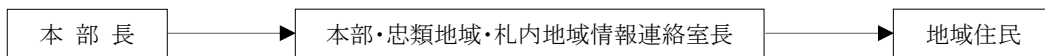
(3) 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合は、その配備態勢の消防機関への伝達は、次により行う。

○ 消防機関への伝達系統



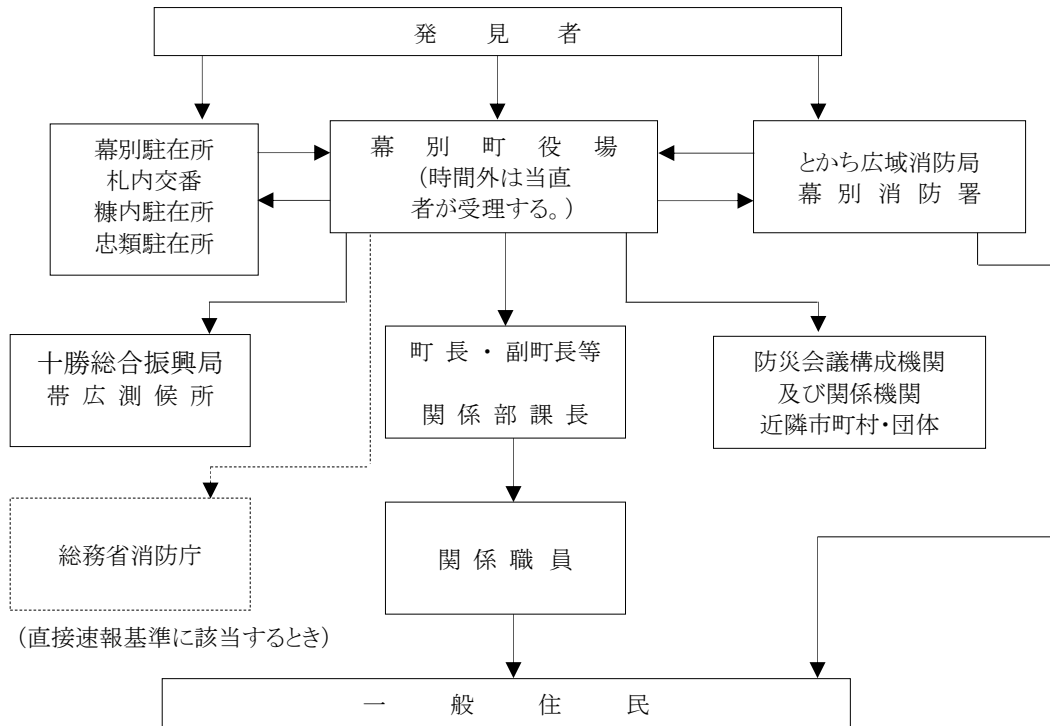
(4) 住民等の緊急従事に対する伝達



(5) 北海道知事(十勝総合振興局長)に対する応援要請伝達



図表5-1-1 災害情報連絡系統図



様式5-1-1 災害情報

※ 災害時は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時		月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分
発信機関 <small>(振興局・市町村名等)</small>		受信機関 <small>(振興局・市町村名等)</small>		
発信者 <small>(職・氏名)</small>		受信者 <small>(職・氏名)</small>		
発生場所				
発生日時		月 日 時 分	災害の原因	
気象等の状況	雨量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ライフライン関係の状況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道 <small>(飲料水)</small>			
	電気			
	その他			
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名 称) (設置日時)	月 日 時 分	設置	
	(名 称) (設置日時)	月 日 時 分	設置	
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況	地区名	避難場所	人数	日時	
		自主避難				
		避難勧告				
	避難指示					
(4) 自衛隊派遣要請の状況						
	(5) その他の派遣の状況					
		(7) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
(6) 応急対策出動人員	その他(住民等)	名				
	計	名				
	その他	(今後の見通し等)				

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

様式5-1-2 被害状況報告(速報・中間・最終)

被 害 状 況 報 告 (速 報 中 間 最 終)

月 日 時現在

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因					
災害発生場所									
発 信	機関(市町村)名			受 信	機関(市町村)名				
	職・氏名				職・氏名				
	発信日時				受信日時				
		月 日 時 分				月 日 時 分			
項 目		件数等	被害金額(円)	項 目		件数等	被害金額(円)		
① 人 的 被 害	死 者	人	※個人別の氏名、 性別、年齢、原因 は、補足資料で報 告	⑤ 土 木 被 害	河 川	箇所			
	行方不明	人			道	箇所			
	重 傷 者	人			工事	箇所			
	軽 傷 者	人			砂防設備	箇所			
	計	人			地すべり	箇所			
② 住 家 被 害	全 壊	棟			急傾斜地	箇所			
		世帯			道 路	箇所			
	半 壊	棟			橋 梁	箇所			
		世帯			小 計	箇所			
	一部破損	棟			市 町 村 工 事	河 川	箇所		
		世帯		道 路	箇所				
	床上浸水	棟		橋 梁	箇所				
		世帯		小 計	箇所				
	床下浸水	棟		港 湾	箇所				
		世帯		漁 港	箇所				
計	棟	下 水 道	箇所						
	世帯	公 園	箇所						
③ 非 住 家 被 害	全壊	公共建物		崖くずれ	箇所				
		その他		棟	計	箇所			
	半壊	公共建物		漁	沈没流出	隻			
		その他		棟	破 損	隻			
	計	公共建物		水 船	小 計	隻			
		その他		棟	漁港施設	箇所			
④ 農 業 被 害	農地	田		共同利用施設	箇所				
		流失・埋没等		ha	その他施設	箇所			
		冠水		ha	漁具(網)	件			
		畑		流失・埋没等	ha	水産製品	件		
	農作物	田		ha	その他	件			
		畑		ha	計	件			
	農業用施設	箇所			⑦ 林 業 被 害	林地	箇所		
		共同利用施設				箇所	治山施設	箇所	
		営農施設				箇所	林 道	箇所	
		畜産被害				箇所	林 産 物	箇所	
その他		箇所	その他			箇所			
計		小 計	箇所						
⑥ 漁 業 被 害	全壊	公共建物		⑧ 一 般 民 有 林		林地	箇所		
		その他				棟	治山施設	箇所	
	半壊	公共建物				ha	林 道	箇所	
		その他				棟	林 産 物	箇所	
	計	公共建物			ha	その他	箇所		
		その他			棟	小 計	箇所		
農業用施設	箇所		林 地		箇所				
	共同利用施設		箇所		治山施設	箇所			
	営農施設		箇所		林 道	箇所			
	畜産被害		箇所		林 産 物	箇所			
	その他		箇所	その他	箇所				
計		小 計	箇所						

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所	⑫社会福 祉施設等	公 立	箇所		
		個 人	箇所		法 人	箇所		
	清掃 施設	一般廃棄物処理	箇所	被害	計	箇所		
		し尿処理	箇所					
	火 葬 場	箇所						
	計	箇所						
⑨ 商工 被害	商 業	件		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所		
	工 業	件			鉄道施設	箇所		
	そ の 他	件			被害船舶(漁船等)	隻		
計	件		空 港		箇所			
⑩公 立文 教施 設被 害	小 学 校	箇所			水 道	戸		
	中 学 校	箇所			電 話	回線		
	高 校	箇所			電 気	戸		
	その他文教施設	箇所			ガ ス	戸		
	計	箇所			ブロック塀等	箇所		
					都市施設	箇所		
				計				
				被 害 総 額				
公共施設被害市町村数	団体			火災	建 物	件		
罹災世帯数	世帯				危 険 物	件		
罹災災者数	人			発生	そ の 他	件		
消防職員出動延人数	人				消防団員出動延人数	人		
災害対 策本部 の設置 状況	道 (振興局)							
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時		
災害救 助法適 用市町 村名								
補足資料 (※別葉で報告)								
<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 								

様式5-1-3 被害状況報告集計表(中間・最終)

被害状況(中間・最終) 報告集計表

災害・事故名											
振興局				平成 年 月 日 時現在							
項 目		件数等	被害金額(円)	項 目							
				件数等	被害金額(円)						
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、別紙で整理報告	⑤ 土木 被 害	河川	箇所					
	行方不明	人			海岸	箇所					
	重傷者	人			砂防設備	箇所					
	軽傷者	人			地すべり	箇所					
	計	人			急傾斜地	箇所					
② 住家被害	全壊	棟			道路	箇所					
		世帯			橋梁	箇所					
		人			小計	箇所					
	半壊	棟				桐 柱 事	河川	箇所			
		世帯					道路	箇所			
		人		橋梁			箇所				
	一部破損	棟				小計	箇所				
		世帯				港湾	箇所				
		人				漁港	箇所				
	床上浸水	棟					害	下水道	箇所		
世帯		公園	箇所								
人		崖くずれ	箇所								
床下浸水	棟		計					箇所			
	世帯		⑥ 水 産 被 害		漁船			沈没流出	隻		
	人				破損			隻			
計	棟				小計			隻			
	世帯			漁港施設	箇所						
③ 非住家被害	全壊			公共建物				共同利用施設	箇所		
				棟				その他施設	箇所		
	半壊			公共建物			漁具(網)	件			
				棟			水産製品	件			
	計			公共建物				その他	件		
棟		計									
④ 農業被害	農地	田						⑦ 林 業 被 害	林地	箇所	
									冠水	ha	
		畑	流出・毀						ha		
			冠水						ha		
	農作物	田	ha								
		畑	ha								
	農業用施設	箇所									
	共同利用施設	箇所									
	営農施設	箇所									
	畜産被害	箇所									
その他	箇所										
計			小計	箇所							
			計	箇所							

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福 祉施設等	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃 施設	一般廃棄物処理	箇所		設 害	計	箇所		
		し尿処理	箇所						
		火 葬 場	箇所						
	計	箇所							
⑨ 商工 被害	商 業	件			⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所		
	工 業	件		鉄道施設		箇所			
	そ の 他	件		被害船舶(漁船除く)		隻			
	計	件		空 港		箇所			
⑩公 立文 教施 設被 害	小 学 校	箇所		水 道		戸			
	中 学 校	箇所		電 話		回線			
	高 校	箇所		電 気		戸			
	その他文教施設	箇所		ガ ス		戸			
	計	箇所		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所			
				都 市 施 設		箇所			
				計					
公共施設被害市町村数				団体	被 害 総 額				
罹災世帯数				世帯	火災 発生	建 物	件		
罹災者数				人		危 険 物	件		
				人		そ の 他	件		
消防職員出動延人数				人	消防団員出動延人数				
災害対 策本部 の設置 状 況	道 (振興局)								
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時			
災害救 助法適 用市町 村 名									
補足資料 (※別葉で報告)									
<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか 									

別表5-1-1 被害状況判定基準

＜人的被害＞

被害区分	判断基準
死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は当該災害による死亡者とする。 (2) 本町の者が隣接市町村に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、隣接市町村の死亡者として取扱う。(行方不明、重・軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し町と警察の調査が一致すること。
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
重傷者	災害のため負傷し、1月以上医師の治療を受け、または受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
軽傷者	災害のため負傷し、1月未満の医師の治療を受け、または受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1月未満であるものを軽傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。

＜住家被害＞

被害区分	判断基準
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して、居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
世帯	生活をつちかしている実際の生活単位。 (1) 寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (2) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は2世帯とする。
全壊	住家がその居住のため基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的に損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
床上浸水	住家が床上まで浸水または土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の破損額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

<非住家被害>

被害区分	判 断 基 準
非 住 家	<p>非住家とは住家以外の建物でこの報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは役場庁舎、集会施設等の公用または公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定地方公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、物置等をいう。</p> <p>(3) 物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等はその倉庫の用途に従ってその他の項目で取扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>

<農業被害>

被害区分	判 断 基 準
農 地	<p>農地被害は、耕土が流失、埋没、沈下、隆起又は亀裂により工作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没または干ばつ等をいう。</p> <p>(4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用または、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
農 作 物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水、倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたなら得たであろう金額を推定積算する。</p>
農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
共同利用施設	<p>農業協同組合または同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
そ の 他	上記以外の農業被害、果樹(果実を含まない。)草地、畜産物等の被害をいう。

<土木被害>

被害区分	判 断 基 準
河 川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めまたは沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
砂防設備	<p>砂防法第1条¹に規定する砂防設備、同法第3条²の規定によって同法が準用される砂防の施設または天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p>
道 路	<p>道路法第2条³の規定により道路管理者が維持管理する道路が損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。</p>
橋 梁	<p>道路法第2条の規定により道路管理者が維持する道路に架設した橋梁が流失または損壊し復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は復旧に要する経費を計上すること。</p>

¹ 砂防法第1条:この法律において砂防設備と称するは国土交通大臣の指定したる土地において治水上砂防のため施設するものをいい砂防工事と称するは砂防設備のために施行する作業をいう。

² 砂防法第3条:この法律に指定したる事項は政令の定めるところに従い国土交通大臣の指定したる土地の範囲外において治水上砂防のため施設するものに準用することを得。

³ 道路法第2条:この法律において、「道路」とは、一般交通の用に供する道で、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

被害区分	判断基準
地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項 ⁶ に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項 ⁷ に規定する急傾斜地に規定する急傾斜崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること
下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたものの被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

<林業被害>

被害区分	判断基準
林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
治山施設	既設の治山施設等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
林道	林地の生産性の増大を図るため、林業経営基盤整備の施設道路の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

<衛生被害>

被害区分	判断基準
水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
病院	病院、診療所等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
火葬場	火葬場の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

<商工被害>

被害区分	判断基準
商業	商品、原材料等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
工業	原材料、製品、生産機械器具等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価格又は復旧額を積算すること。

<公立文教施設被害>

被害区分	判断基準
公立文教施設	公立の小・中・高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等の被害をいう。(私学関係はその他の項目で扱う) (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

⁶ 地すべり等防止法第2条第3項:この法律において「地すべり防止施設」とは、地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設をいう。

⁷ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項:急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設その他の急傾斜地の崩壊を防止するための施設をいう。

<社会教育施設被害>

被害区分	判 断 基 準
社会教育施設	図書館、公民館等の施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

<社会福祉施設等被害>

被害区分	判 断 基 準
社会福祉施設等	老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

<そ の 他>

被害区分	判 断 基 準
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
電話(回線)	災害により通信不能となった電話の回線数をいう。
電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
ガス(戸数)	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
都市施設	街路等の都市施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
その他	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

第2節 災害通信計画

町、道及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話㈱等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

災害によりそれらの通信設備が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 電話による通信

(1) 災害時優先電話による連絡

災害時優先電話は、一般電話の輻輳に伴う発信規制がされても、規制を受けず優先的に発信が確保される回線であり、災害時の情報連絡に使用する。なお、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

【役場庁舎等災害時優先電話】

施設名	設置部署名	電話番号	備考
幕別町役場	防災環境課（内線135）	0155-54-2114	
札内支所		0155-56-2112	
糠内出張所		0155-57-2140	
教育委員会		0155-54-2007	
忠類総合支所	地域振興課（内線23） 経済建設課（内線35）	01558-8-2114	※左記の各端末から、8-2114回線を使用して外線を掛けれるが、ただし、1台使用中は不可。
〃	生涯学習課（内線59）	01558-8-2202	
ふれあいセンター福寿		01558-8-2910	

※災害時優先電話の登録は上記以外も含めて全39回線登録（R5.11現在）

2 専用通信設備

本町が所有する無線施設等の通信設備は、次のとおりである。

(1) 無線通信施設の利用

公衆電気通信施設が使用不能の場合には無線通信施設を使用する。

無線通信種別	所轄機関名	所在地
北海道総合行政情報ネットワーク	幕別町(防災環境課)	中川郡幕別町本町130番地1
幕別町防災行政無線	幕別町(防災環境課)	中川郡幕別町本町130番地1
消防無線局	幕別消防署	中川郡幕別町錦町90番地

(2) 公衆通信設備以外の通信

有線電話及び無線電話等の各種通信設備の使用が不能な場合は、車両等による伝達及びトランシーバーを使用する。

3 関係機関の公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

- (1) 北海道開発局関係無線による通信
- (2) 陸上自衛隊の通信等による通信
- (3) 警察電話による通信
- (4) 警察無線電話装置による通信
- (5) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信
- (6) 鉄道電話による通信
- (7) 北海道電力株式会社の専用電話による通信
- (8) 東日本電信電話㈱の設備による通信
- (9) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

4 通信途絶時等における措置

- (1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、1 から 4 までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続は、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

- (2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 借受希望機種及び台数
- (ウ) 使用場所
- (エ) 引渡場所及び返納場所
- (オ) 借受希望日及び期間

イ 臨機の措置による手続を希望する場合

- (7) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - (イ) (7)に係る申請の内容
- (3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

第3節 災害広報計画

災害時の誤った情報等による社会的混乱を防止し、町民の不安解消を図るとともに、被災地や隣接地域住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供並びに住民等からの問い合わせ、要望及び意見等に的確かつ迅速な対応を行う計画については、本計画に定める。なお、活動に際しては、要配慮者に対して十分配慮するとともに、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつ決め細やかな情報を適切に提供するように努める。

1 災害情報等の収集方法

- (1) 広報渉外班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 一般住民及び報道機関その他関係機関取材による資料の収集
- (3) 災害現場における住民懇談会等による一般住民及び罹災者の意見、要望、相談等を公聴し収集
- (4) その他災害の状況に応じた職員の派遣による資料の収集

2 災害情報等の発表方法

- (1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は本部長（町長）の承認を得て総務広報部長がこれにあたる。

- (2) 住民に対する広報の方法及び内容

ア 一般住民及び被災者に対する広報活動は、災害の状況を見極めながら次の方法により行うものとし、あらゆる広報媒体を充実・強化するほか、迅速かつ適切な広報に努めるほか、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、高齢者、障がい者等の要配慮者への伝達に十分配慮する。

- (ア) 報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞への情報提供
 - (イ) 広報紙、町ホームページ、郵便局、チラシの利用
 - (ウ) 防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール（防災情報メール）、LINE、広報車両、インターネット、SNS（Twitter等）、消防署の屋外放送施設等の利用
 - (エ) 道の駅「忠類」に設置されている「道の駅情報提供端末」による道路防災情報の利用
 - (オ) 町内コンビニエンスストアの利用（「資料編 資料16-1 災害時における協力要請に関する協定書（町内コンビニエンスストア）」による）
- イ 広報事項は次のとおりとする。なお、広報事項については、事前に本部長の承認を得る。
- (ア) 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
 - (イ) 二次災害防止に関する事項
 - (ウ) 避難場所、避難経路、避難方法等に関する情報
 - (エ) 医療機関等の生活関連情報

- (オ) ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
 - (カ) 交通規制等の状況に関する情報
 - (キ) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
 - (ク) 安否情報
 - (ケ) その他必要と認められる情報
- (3) 報道機関に対する情報発表等の方法及び内容
- ア 収集した被害状況、災害情報等は状況に応じ報道機関に対し次の事項を発表する。
- (ア) 災害の種別、名称及び発生日時
 - (イ) 災害発生の場所または被害激甚地域
 - (ウ) 被害状況
 - a 交通・通信状況（不通箇所、開通見込み日時、通信途絶区域等）
 - b 火災状況（発生箇所・避難状況等）
 - c 道路・橋梁等土木施設状況（被災状況・復旧状況等）
 - d 電気、上下水道、ガス等公益事業施設（被害状況、復旧状況、注意事項等）
 - e その他判明した被災地の情報（二次災害の危険性等）
 - (エ) 応急対策の状況
 - a 避難について（避難指示等の発令状況及び解除、避難所の位置、経路等）
 - b 医療救護所の開設状況
 - c 給食・給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
 - d 衣料・生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
 - (オ) 災害対策（連絡）本部の設置または廃止
 - (カ) 住民の責務等民生の安定及び社会秩序のため必要とする事項
- イ 災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、新聞、ラジオ、テレビ放送等各報道機関が行う独自の取材活動に対して情報、資料を提供し協力する。
- (4) 本部職員に対する周知
- 本部情報連絡室庶務班、忠類地域情報連絡室庶務班及び札幌内地域情報連絡室庶務班は、災害状況の推移を本部職員に周知し各部に対して措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。
- (5) 各関係機関に対する周知
- 総務広報部広報渉外班は、必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報を提供する。

3 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関(道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等)は、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を住民に広報するとともに、町災害対策本部に対し情報の提供を行う。

4 被災者相談所の開設

本部長(町長)は、必要と認めるときは、町役場内に被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとし、その事務は、民生対策部保健班があたる。

5 災害時の氏名等の公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第4節 応急措置実施計画

町の区域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合は関係法令及び本計画の定めるところにより、町長、消防署長及び防災に関係ある施設の管理者は所要の措置を講じ、また、町長は必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は次のとおりである。

- (1) 北海道知事（基本法第70条…都道府県の応急措置）
- (2) 警察官等（基本法第63条第2項…市町村長、職員が現場にいないとき、または要求のあったとき市町村長の職務を行うことができる。）
- (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法第77条…指定行政機関の長等の応急措置）
- (4) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長（基本法第80条…指定公共機関等の応急措置）
- (5) 町長、町の委員会または委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第62条…市町村の応急措置）
- (6) 水防管理者（町長）、消防機関の長（消防署長）等（水防法第24条¹及び第28条²）
- (7) 消防署長等（消防法第29条³）

2 町の実施する応急措置

- (1) 警戒区域の設定

町長は災害が発生し、または、まさに発生しようとする場合において、人命または身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項（市町村長の警戒区域設定権等）の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができる。

¹ 水防法第24条:水防管理者、水防団長または消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

² 水防法第28条:水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

³ 第29条 消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼の虞がある消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては消防団の長は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときは、消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。この場合においては、そのために損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時価により、その損失を補償するものとする。

前項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。

(2) 応急公用負担の実施

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、または、まさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項（応急公用負担等）の規定に基づき、本町区域内の他人の土地、建物その他の物件を使用しもしくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法施行令第24条⁴（応急公用負担の手続）及び基本法第82条（損失補償等）の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

（「資料編 資料1 3-1 町長等の応急公用負担一覧表」参照）

ア 工作物及び物件の占用等に対する通知

町長は、当該土地建物その他の工作物または土石、竹木その他の物件（以下「工作物等」という。）を使用しもしくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者にその旨を通知しなければならない。またその他当該工作物等の氏名及び住所を知ることができないときは、その事項を「幕別町公告式条例」を準用して役場掲示板に掲示する等の措置をしなければならない。

- (ア) 名称または種類
- (イ) 形状及び数量
- (ウ) 所在した場所
- (エ) 処分の期間または期日
- (オ) その他必要な事項

イ 損失補償

町は当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(3) 障害物の除去

町長は、町地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項（応急公用負担等）の規定に基づき、現場の災害を受けた工作物等で当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは当該工作物等を保管しなければならない。

なお、保管したときは基本法第64条第3項（返還のための公示）及び第6項（所有権の帰属）

⁴ 災害対策基本法施行令第24条：市町村長又は警察官、海上保安官若しくは自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官は、基本法第64条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）又は同条第7項において準用する基本法第63条第2項〔市町村長の職権の代行〕の規定により他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用したときは、すみやかに、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下この条において「土地建物等」という。）の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な事項（以下この条において「名称又は種類等」という。）を通知しなければならない。この場合において、当該土地建物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該土地建物等の名称又は種類等を当該市町村の事務所又は当該土地建物等の所在した場所を管轄する警察署若しくは管区海上保安部の事務所で内閣府令で定めるもの若しくは当該土地建築物等の所在した場所の直近にある自衛隊法第8条に規定する部隊等の長（内閣府令で定める者に限る。）の勤務官署に掲示しなければならない。

の規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

ア 町長は、当該工作物等の占有者、所有者、その他当該工作物等について権限を有する者に対して当該工作物等を返還するため、次に掲げる事項及び方法により公告しなければならない。

(ア) 工作物等を保管した場合の公示事項

- a 保管した工作物等の名称または種類並びに形状及び数量
- b 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時
- c その工作物等の保管を始めた日時及び保管場所
- d その他保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(イ) 工作物等を保管した場合の公示の方法

公示は、次に定める方法によるほか、「幕別町公告式条例」を準用して行う。

- a 公示は保管を始めた日から起算して14日間、役場の掲示板に掲示する。
- b 公示の期間が満了してもなおその工作物等の占有者、所有者、その他工作物等について権限を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を町の広報紙または新聞紙に掲載する。
- c 前2号の方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を役場防災環境課に備え付け、かつこれをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

イ 町長は、保管した工作物等が滅失もしくは破損するおそれがあるとき、または、その保管に不相当な費用もしくは手数を要する時は、次に掲げる手続きにより当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

(ア) 保管した工作物等の売却は、競争入札に付さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、随意契約によって売却することができる。

- a 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれがある工作物等
- b 競争入札に付しても入札者がいない工作物等
- c 前2号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でないとする工作物等

(イ) 競争入札のうち一般競争入札に付そうとするとき、その入札期間日の前日から起算して少なくとも5日前までに、工作物等の名称または種類、形状、数量、その他必要な事項を公示しなければならない。

(ロ) 競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつそれらの者に工作物等の名称または種類、形状、数量、その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。

(ハ) 随意契約とするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

ウ 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等

の負担とし、その費用の徴収は、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条⁵及び第6条⁶の規定を準用する。

エ 公示の日から起算して6月を経過しても、なお保管した工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当町に帰属する。

(4) 他の市町村長に対する応援の要求等（基本法第67条）

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求めることができる。

この場合において、応援を求められた市町村等は正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

イ 前号の応援に従事する者が実施する応急措置は、当該応援を求めた市町村の指揮の下に行動する。

(5) 道知事に対する応援の要求等（基本法第68条第1項）

町長は、本町地域に係る災害が発生した場合は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、道知事に対し応援を求め、または応急措置の実施を要請することができる。

(6) 住民等に対する緊急従事指示等

ア 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第65条第1項）

イ 町長及び消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町区域内に居住する者または水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第24条）

ウ 消防吏員または消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火もしくは延焼の防止または人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第5項）

エ 救助隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条の10第1項）

オ 町長は、前4号（ア～エ）の応急措置等の業務に協力援助した住民が、そのため負傷、疾病、廃疾または死亡した場合は、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例第2条」によりその補償を行う。

3 救助法適用の場合

救助法適用の場合は、「本章 第36節 災害救助法の適用と実施」による。

⁵ 行政代執行法第5条:代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもってその納付を命じなければならない。

⁶ 行政代執行法第6条:代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

第5節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次に定める。その際、要配慮者についても十分配慮するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する。

1 町民の自主避難

(1) 避難路の安全性の確認

避難者は、任意に避難経路の安全性を確認した上で避難する。

(2) 要配慮者の避難

自主防災組織は、民生委員、児童委員、ボランティア等と協力し、要配慮者の避難を介助する。

(3) 避難における留意点

避難時は、原則、車を避け徒歩により避難する。避難先は、指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等を基本とする。また、服装は動きやすい服装とし、携帯品は緊急の場合は貴重品のみとし、時間的余裕のある場合には、食料及び身の回り品等とする。

避難を行うことにより、人の生命又は身体に危険が及ぶ場合には、近隣の安全な場所への退避や屋内安全確保措置を行う。

2 避難実施責任者

避難のための立退き指示は、次の者（責任者）が行う。

実施事項	実施責任者	根拠法令	対象災害
高齢者等避難	町長		災害全般
避難指示	町長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事またはその名を受けた職員	水防法第29条 ¹ 地すべり等防止法第25条 ² 災害対策基本法第60条 災害対策基本法第72条	洪水 地すべり 災害全般 〃

¹ 水防法第29条:洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

² 地すべり等防止法第25条 都道府県知事又はその命を受けた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内の居住者に対し避難のために立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、都道府県知事又はその命を受けた職員は、直ちに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

	警察官	警察官職務執行法第4条 ³ 災害対策基本法第61条	災害全般 //
	自衛官	自衛隊法第94条 ⁴	災害全般
避難場所の開設、収容	町長		災害全般

知事は、災害の発生により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における町長の事務を、町長に代わって行う。

3 避難の指示等

北海道開発局、帯広測候所及び道は、町が行う警戒区域の設定、避難指示等について、関係機関と協議し、諸般の情勢を総合的に判断して、指示等の時期、避難先、事後の警備措置等に必要な助言と協力を行うものとする。

北海道開発局は、河道閉塞による湛水寒水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、道は地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

町は、避難指示等を発令する際に、北海道開発局、帯広測候所又は道に必要な助言を求めることができるよう連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(1) 町長及び水防管理者（町長）の行う措置

ア 高齢者等避難の発令

高齢者等は危険な場所から全員避難、高齢者等以外の者も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難することができるよう、高齢者等避難を発令する。

イ 避難指示の発令（災害対策基本法第60条）

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または避難場所を示し、早期に避難指示を発令するとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行う。

また、立退指示等ができない場合は、警察官にその指示を要請するものとする。

³ 警察官職務執行法第4条:警察官は、人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめたるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

⁴ 自衛隊法第94条:警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第83条第2項第83条の2又は第83条の3の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。

なお、避難時の周囲の状況等により、避難場所への避難がかえって危険であると判断できる場合は、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった緊急安全確保措置の指示を行う。

また、避難指示等の発令にあたっては、専門的・技術的知見を持つ、国（帯広測候所等）の機関や道に助言を求めるなど連携を図って行うものとする。

ウ 道（十勝総合振興局）に対する報告

(ア) 町長等が避難指示及び高齢者等避難を発令したときは、本部情報連絡室長はその状況（発令理由）、発令者、発令日時、避難の対象区域、避難先を記録するとともに、十勝総合振興局に対しその旨報告する。（町長以外の者が発令したときは町長経由）

(イ) 避難所を開設したときは、知事（十勝総合振興局長）にその旨報告する。

- a 避難所開設の日時、場所及び施設名
- b 開設期間の見込み
- c 収容状況、収容人員
- d 炊き出し等の状況

(ウ) 避難の必要がなくなったときは、直ちに十勝総合振興局に報告する。

(2) 水防管理者の行う措置

ア 指示（水防法第29条）

水防管理者は、河川の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

イ 通知

水防管理者が避難のための立ち退きを指示した場合、帯広警察署長にその旨を通知する。

(3) 知事またはその命を受けた職員の行う措置

ア 指示

知事又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立ち退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立ち退きの指示をすることができる。また、知事は洪水、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立ち退きの指示について必要な指示を行うことができる。災害救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

イ 指示の代行

知事は、災害発生により町長が避難のための立ち退きの指示に関する措置ができない場合は当該市町村長に代わって実施する。

(4) 警察官の行う措置

ア 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、帯広警察署は調査班を編成し、住宅地域を中心に

区域を定めて調査を実施する。把握した二次災害危険場所などについては、町災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

- (ア) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努める。
- (イ) 町災害対策本部等と緊密な連絡体制を保持する。
- (ウ) 町長による避難の指示ができないと認めるとき、または町長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。ただし、この避難指示に従わないものに対する直接強制は認められない。
- (エ) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
- (オ) 避難のための指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (カ) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- (キ) 避難誘導にあたって、自力避難の困難な要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

イ 報告、通知

警察官がアの(ウ)及び(エ)の措置を講じた場合には、その旨を町長に通知する。通知を受けた町長は、十勝総合振興局を通じて知事に報告する。

(5) 自衛官

ア 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又は町職員及び警察官がその場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

- (ア) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (イ) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (ウ) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (エ) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (オ) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

イ 報告、通知

自衛官がアの措置を実施した場合には、その旨を町長に通知する。通知を受けた町長は、十勝総合振興局を通じて知事に報告する。

(6) 避難指示又は高齢者等避難の時期及び発令基準

警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動・発令（発表）時の状況・判断基準
警戒レベル5	緊急安全確保 ※1	住民がとるべき行動 ・指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。
		発令時の状況 ・災害発生又は切迫している状況
		判断基準 【水害】 ①近隣で浸水が床上に及んだとき ②堤防が決壊したとき 【土砂災害】 ・近隣で土砂災害が発生したとき
警戒レベル4	避難指示	住民がとるべき行動 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
		発令時の状況 ・災害が発生するおそれが高い状況
		判断基準 【水 害】 ① 近隣での浸水が拡大したとき ② 排出先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれるとき ③ 破堤につながるような漏水等を発見したとき ④ 氾濫危険情報が発表されたとき ⑤ 氾濫危険水位を超え、河川氾濫のおそれがあるとき 【土砂災害】 ① 1時間以内に土砂災害発生基準線(CL)を超える見込みとなり、さらに増加することが予想されるとき ② 土砂災害の前兆現象が確認され、災害の発生が予測されたとき 土石流：溪流内での転石の音、流木の発生 急傾斜地：小石がぱらぱら落下、新たな湧水の発生、湧水の濁り 【地震災害】 ① 火災が随所に発生し、炎上拡大の危険があるとき ② 避難経路を断たれる危険のあるとき ③ 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある場合 ④ 酸素欠乏または有毒ガス、危険物等が多量に流出し、広域にわたり人的被害が予測されるとき ⑤ 地盤沈下、余震での建物の倒壊等により人的被害が予測されるとき ⑥ 水道、ガス、電気等のライフライン施設の被害が著しく、被災地域での避難生活が困難なとき 【その他】 ・本部長が必要と認めたとき

警戒レベル 3	高齢者等避難	住民がとるべき行動	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の者は必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。
		発令時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれがある状況
		判断基準	<p>【水 害】</p> <p>① 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高いと判断したとき</p> <p>② 氾濫警戒情報が発表されたとき</p> <p>③ 避難判断水位を超え、河川氾濫のおそれがあるとき</p> <p>④ 上流地域で被害が発生した場合で、下流地域にも被害が予想されるとき</p> <p>【土砂災害】</p> <p>① 土砂災害警戒情報が発令されたとき</p> <p>② 土砂災害の前兆現象を確認したとき</p> <p style="padding-left: 20px;">土石流　：流水の異常な濁り</p> <p style="padding-left: 20px;">急傾斜地：湧水量の増加、表面流の発生</p> <p>【その他】</p> <p>本部長が必要と認めたとき</p>
警戒レベル 2	大雨注意報 洪水注意報	住民がとるべき行動	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に備え自らの避難行動を確認する
		発表時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・気象要素により気象庁が発表
警戒レベル 1	早期注意情報	住民がとるべき行動	<ul style="list-style-type: none"> ・災害への心構えを高める
		発表時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・気象要素により気象庁が発表

※1 必ず発令される情報ではない。

4 避難指示等の伝達方法

国、道及び町は、災害発生の兆候が把握可能な災害について、それを把握した場合、その情報、警報等を住民等に迅速かつ的確に伝達するものとする。

(1) 伝達事項

- ア 避難先
- イ 避難経路
- ウ 避難の理由及び内容（発令日時、避難対象地域など）
- エ 注意事項

- (ア) 携行品は限られたものだけにする。
（食糧、水筒、タオル、チリ紙、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等）
- (イ) 服装は軽装とし、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具を携行する。

- (ウ) 避難後の戸締まりをする。
- (エ) 火気に注意し、火災が発生しないようにする。

(2) 伝達方法

ア 防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、登録制メール（防災情報メール）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送及び町の広報車、幕別消防署の広報車または屋外放送設備等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

避難指示等の発令に当たっては、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮する。

なお、津波の伝達については、津波到達想定区域に防災行政無線の外部スピーカーを整備し、情報の伝達漏れが無いように努める。

イ 放送局（NHK、民間放送局）に対し、指示を行った旨を連絡し、関係住民に連絡すべき事項を提示し、放送するよう依頼する。

ウ 水防信号については、「資料編 資料2-1 防災に関するサイレン信号等」に定める危険信号により伝達する。

エ 電話等により地区別情報等連絡責任者である町内会長を通じて周知するほか、官公署、会社等に通報する。

オ 北海道防災対策支援システム及び幕別町防災情報登録メールにより情報伝達する。

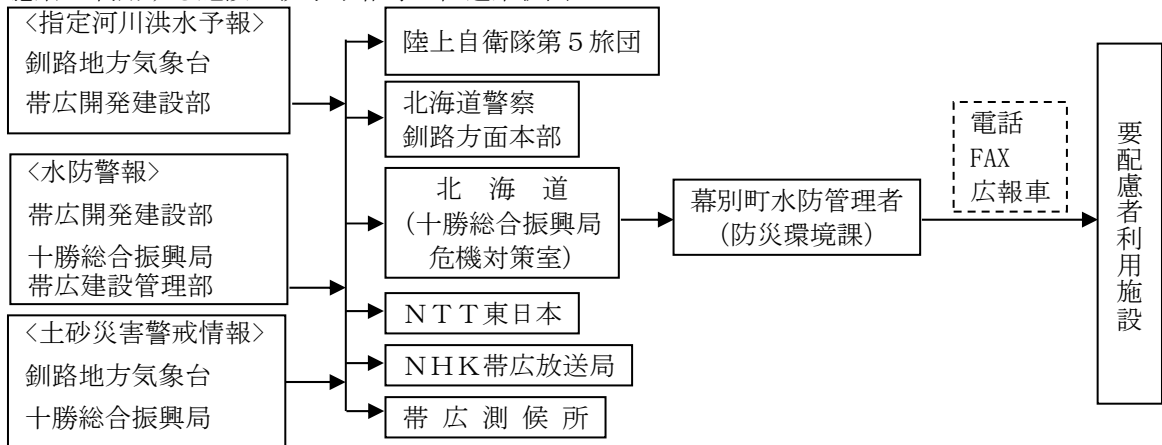
カ 避難を指示した時が、夜間、停電時、風雨が激しい場合等、全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは、消防団員等で組を編成し個別に伝達する。

キ 要配慮者に配慮した伝達方法は、「本章 第7節 要配慮者対応計画」に定める。

(3) 要配慮者が利用する施設の洪水予報等の伝達

町長は、浸水想定区域内の高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する医療機関や老人介護施設、障がい者施設、保育園、幼稚園等について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を電話、FAX、広報車等により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施するものとする。

要配慮者が利用する施設の洪水予報等の伝達系統図



5 避難誘導

(1) 避難誘導

避難者の誘導は、町、消防署、消防団及び警察官等と密接な連携をとり、町内会等の協力を得ながら迅速かつ円滑な避難誘導を実施する。

避難立退きに当たって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿（「本章 第7節 要配慮者対応計画」参照）の作成及び避難支援等関係者への情報提供により、事前に支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、市町村の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

(2) 避難の順位

避難させる場合には、避難行動要支援者を優先的に避難させる。

(3) 安否確認

安否確認は、要配慮者に十分配慮するように努めるものとする。

(4) 要配慮者の避難支援

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、要配慮者対策計画に基づき、支援に努めるものとする。

(5) 移送

ア 小規模な場合

避難、立ち退きは、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力による避難、または立ち退きが不可能な場合等、車両による集団移送の必要が認められる場合は、建設対策部土木班が行う。

イ 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難、立ち退き移送を要し、町において措置できない場合、町長は道に対して支援の応援を求める。

(6) 避難誘導する際の留意事項

ア 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地域には、非常線を張るほか、状況により誘導員を配置する。

エ 浸水地にあつては、舟艇またはロープ等を使用し、安全を期する。

オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

カ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限活用する。

6 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

7 指定避難所の設置

(1) 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先として、緊急に一時避難できる場所として、指定緊急避難場所を開設する。

(2) 指定避難所

家屋の倒壊、火災等によって住居を失い、または浸水等によって居住することが不可能と認められる者を収容する施設として、避難所を開設する。

(3) 福祉避難施設

保健福祉サービスが必要な要配慮者に対し、多目的トイレ、バリアフリー化等されている公共施設等を、指定福祉避難所として開設する

(4) 指定避難所の開設及び管理

ア 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性を確認し、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

イ 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、防災行政無線、登録制メール（防災情報メール）、LINE、ホームページなど多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

ウ 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

エ 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

オ 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

カ 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

キ 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

8 指定避難所等の運営管理

指定避難所の運営管理は、関係機関の協力のもと適切に行うものとする。

(1) 避難者の把握

指定避難所の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、避難者名簿を作成し、収容人員を調査し、避難者の傷病等の有無、給水、給食、生活必需品の必要数量を把握し、総務広報部総務班に報告する。

(2) 指定避難所の運営管理

ア 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

イ 町は、指定避難所の運営管理に際しては、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。

ウ 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

エ 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。

オ 町は、被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道及び医療・保健関係者等と連携して、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

カ 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。

なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

キ 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

ク 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

ケ 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

コ 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

サ 道及び町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

特に、要配慮者等へは避難受入に関する防災協定を活用するなど、良好な生活環境に努めるものとする。

シ 道及び町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

ス 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。

セ 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

なお、道は町に対する助言・支援に努めるものとする。

ソ 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

タ 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

チ 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者または感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確

保し、ほかの避難者とは区画と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

(3) 要配慮者への配慮

避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、住民やボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を図る。

イ 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努める。

ウ 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難施設を対象に要配慮者対策把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるよう努める。

(ア) ホームヘルパー（訪問介護員）、ガイドヘルパー（移動介護従事者）等の派遣

(イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

(ウ) 病院や社会福祉施設等の受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等

(エ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施

(オ) 文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置、手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制の確保

(4) 避難所に整備が必要な書類

総務広報部総務班は、次の書類帳簿等を整備し保存する。「資料編 資料18-2 避難所運営マニュアル」による。

9 警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、住民の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(1) 実施責任者

ア 町長、町職員（基本法第63条）

イ 消防職員、消防（水防）団長、消防（水防）団員（水防法第21条）水防上緊急の必要がある場所

ウ 消防職員、消防団員、（消防法第28条）火災現場、水害を除く災害

エ 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、または依頼された場合であり、この場合、警察官は直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知することとする。）

オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項～町長またはその職務を行う者がその場にいない場合に限る。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知することとする。）

(2) 実施方法

ア 警戒区域の表示

警戒区域を設定した場合、非常線を張り、その区域への立入りを制限、禁止、またはその区域から退去を命じる。

イ 警戒区域の通知

関係機関が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を町長に通知する。

ウ パトロール等の実施

町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

(3) 知事による代行(基本法第73条)

知事は、災害が発生した場合、当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定することとする。

10 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができるものとする。

(1) 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

(2) 道外への広域避難

ア 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に對し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

イ 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

(3) 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(4) 関係機関の連携

町、道及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理
- イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保
- ウ バスなど被災者の移送手段の確保
- エ 広域避難についての被災者の意向の把握

- オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
- カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
- キ 広域避難先での継続的な支援

11 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

ア 町長が、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）となる場合は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、町長は、適当な協議の相手方を見つけれない場合等において、知事に助言を求めるものとする。

イ 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、町長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ 協議元市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた場合、協議先市町村長となる町長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

なお、町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

エ 町長が、協議元市町村長となる場合、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

オ 町長が、協議先市町村長となる場合、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

カ 町長が、協議先市町村長となる場合、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

キ 知事は、上記アに基づく町長からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記イからカにより協議元市町村長又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。

ク 知事は、災害の発生により当町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、当町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぎを行うものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

(2) 道外への広域一時滞在

ア 町長が、災害発生により、被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）となる場合は、知事に対し協議を行い、知事が道外の当該市町村を含む都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めるものとする。

- イ 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。
ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。
- ウ 協議元市町村長より要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。
- エ 知事は、協議先知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに災害発生市町村長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。
- オ 町長が、協議元市町村長となる場合、知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関する機関等に通知する。
- カ 町長が、協議元市町村長となる場合、道外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関する機関等に通知する。
また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。
- キ 知事は、道外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に関する機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。
- ク 知事は、災害の発生により当町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあつても、協議先知事との協議を実施する。

(3) 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難先市町村との連携に配慮するものとする。

(4) 関係機関の連携

道、町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- (ア) 広域一時滞を行うべき場合やその対象者の整理
- (イ) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保
- (ウ) バスなど被災者の移送手段の確保
- (エ) 広域一時滞についての被災者の意向の把握
- (オ) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
- (カ) 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
- (キ) 広域一時滞先での継続的な支援

第6節 救助救出計画

災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、本計画に定める。

1 救助救出実施責任者

町長（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）は、警察官、消防機関の協力を得て救出を行うが、災害が甚大であり、本部のみで救助救出の実施が困難の場合は、「本章 第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画」に定めるところにより、十勝総合振興局長に自衛隊の派遣要請を依頼する。

2 救助救出を必要とする者

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態でおおむね次に該当するときとする。

- (1) 火災の際、火中に取り残された場合
- (2) 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- (3) 水害の際、家屋とともに流され、または孤立地点に取り残された場合
- (4) 山崩れ、地すべり等により生理めとなった場合及び鉄道、自動車等の大事故が発生した場合

3 発見者の通報

救助・救出を要する者を発見した者または死傷者を伴う災害を発見した者は、直ちに幕別町役場または警察署、消防署等へ通報するものとする。

4 救助救出要員等

本部設置中の救助・救出活動は、町及び、消防機関が警察と地域住民と協力して作業にあたるとともに、救護された住民の名簿を作成して本部へ報告するものとする。

5 負傷者等の措置

救助・救出した者が負傷等のため緊急に手当を施す必要があるときは、保健班等により所要の措置を施した上、直ちに医療機関、または、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容するものとする。

6 関係機関への応援要請

- (1) 特に多数の死傷者がある場合において、本部及び消防機関のみでは救助・救出が困難な場合は、医師会、警察、近隣消防機関に協力を依頼するとともに、必要に応じて防災ヘリコプターの要請及び自衛隊の派遣要請の依頼をする。
- (2) 救助・救出に要する機材、舟艇その他特殊機械類を必要とするときは、防災関係機関に応援を要請する。
- (3) 町は、当該市町村の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求めるものとする。

7 救助救出活動

- (1) 被災地域における救助救出活動
町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。
特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。
- (2) 現地対策本部の設置
大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、「第3章 第2節 幕別町災害対策本部」の定めるところにより、現地災害対策本部を設置するものとする。

第7節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備に関する帯広警察署（以下「警察署」という。）の諸活動についての計画は、北海道地域防災計画によるほか、この計画に定める。

1 災害に関する警察の任務

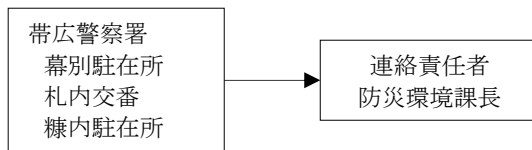
警察は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合は、災害の警報の伝達及び災害情報を収集し、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

2 災害の警報の伝達に関する事項

- (1) 警察が行う災害に関する警報の伝達等は、次により行う。

役場からの関係機関、住民への連絡は、「第5章 第1節 災害情報収集及び伝達計画」に定める。

- (2) 警察官は基本法第54条第1項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、速やかに町長に通報する。



3 事前措置に関する事項

- (1) 町長〔担当は、総務広報部総務班とする。〕が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求め、応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により警察署長に対して行う。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別及び人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他派遣についての必要事項

- (2) 町長の要請により行う事前措置

警察署長は、町長からの要請により基本法第59条の規定に基づき事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知する。この場合は、町長が該当措置の事後処理を行う。

4 避難に関する事項

住民の避難に当たっては、町及び消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。

5 応急措置に関する事項

(1) 警戒区域設定権等

警察署長は、警察官が基本法第63条第2項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

(2) 応急公用負担等

警察署長は、警察官が基本法第64条第7項及び同法第65条第2項の規定に基づき、応急公用負担（人的物的公用負担）を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知する。

6 救助救出に関する事項

警察署長は、防災関係機関と協力して被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たり、状況に応じて、町長の行う死体の捜索等災害活動に協力する。

7 災害時における災害情報の収集に関する事項

警察署長は、町長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。

8 災害時における広報に関する事項

警察署長は、風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

9 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は、災害が発生し、孤立が予想される地域、その他必要と認める地域に対して移動無線局、携帯無線機等を配備する計画について、町長と打合せを行う。

10 災害時における交通規制に関する事項

「本章 第8節 交通応急対策計画」による。

第8節 交通応急対策計画

災害時における道路交通等の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画に定める。

1 実施機関

- (1) 北海道公安委員会（帯広警察署）
- (2) 北海道開発局（帯広開発建設部）
- (3) 北海道
- (4) 幕別町及び幕別消防署
- (5) 自衛隊
- (6) 一般社団法人北海道警備業協会

2 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

道路啓開については、十勝地方道路啓開計画【初版】（令和5年3月 十勝地方道路防災連絡協議会）に基づき実施する。

なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

- (1) 北海道公安委員会（帯広警察署）

ア 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るために必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限する。

イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、またはその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

- (2) 北海道開発局（帯広開発建設部）

一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、または制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

(3) 北海道

- ア 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- イ 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止、または制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- ウ 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、市町村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする

(4) 幕別町及び幕別消防署

- ア 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、または制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。
- イ 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、または、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。
この場合において、当該措置をとるためにやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(5) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長及び警察官がその場にはいない時に次の措置をとることができる。

- ア 自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、または自ら当該措置を実施すること
- イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去を命ずること
- ウ 現場の被災工作物等の除去等を実施すること

(6) 一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、知事と締結した「災害時における交通誘導業務に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

3 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び公安委員会（帯広警察署）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- ア 損壊し、または通行不能となった路線名及び区間

- イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- ウ 緊急に通行の禁止または制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び公安委員会（帯広警察署）は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- イ 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、または道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び公安委員会（帯広警察署）が、交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域または道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する。

(1) 通 知

公安委員会（帯広警察署）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。
なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、規制後、直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続き

ア 車両の確認

十勝総合振興局長または帯広警察署長は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

緊急通行車両の確認は、十勝総合振興局長または警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「本章 第9節 輸送計画」に基づいて「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

エ 緊急通行車両

- (ア) 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- a. 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項

- b. 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - c. 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - d. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - e. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - f. 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - g. 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - h. 緊急輸送の確保に関する事項
 - i. その他災害の発生の防衛または拡大防止措置に関する事項
- (イ) 緊急通行車両は、指定行政機関等が保有し、もしくは、指定行政機関等との契約などにより常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両または災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

オ 発災前確認手続の普及等

道、町及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

(3) 通行禁止または制限から除外する車両

公安委員会（帯広警察署）は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上または社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両として通行を認める。

ア 確認手続き

- (ア) 公安委員会（帯広警察署）は、車両の使用者等の申し出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

(イ) 確認場所

規制対象除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(ウ) 証明書及び標章の交付

規制対象除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「様式5-8-2 規制対象除外車両通行証明書」、「様式5-8-1 規制対象除外車両標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

イ 規制対象除外車両等

- (ア) 傷病者の救護または医師の緊急患者の診断、治療のため現に使用中の車両
- (イ) 報道機関の緊急取材のために使用中の車両
- (ウ) 他の都道府県公安委員会または知事の標章及び証明書の交付を受け、かつ当該目的のため使用中のものであること

- (エ) 次に掲げる車両のうち規制対象除外車両として、標章の交付を受け、かつ、当該目的のため使用中のものであること
- a. 道路維持作業用自動車
 - b. 通学通園バス
 - c. 郵便物の収集または配達のために使用する車両
 - d. 電報の配達のために使用する車両
 - e. 廃棄物の収集に使用する車両
 - f. 伝染病患者の収容または予防のため使用する車両
 - g. その他公益上または社会生活上、特に通行させる必要があると認められる車両

(4) 放置車両対策

- ア 公安委員会（帯広警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- イ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- ウ 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

5 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は、次のとおりである。

(1) 計画内容

ア 対象地域

道内全域

イ 対象道路

既設道路及び概ね令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路等を含めている。

(2) 緊急輸送道路の区分

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分している。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路

エ 地域緊急輸送道路

北海道緊急輸送路ネットワーク計画策定協議会において指定されている路線とは別に、幕別町管内での災害応急避難活動を円滑に行うため、主要となる道路を地域緊急輸送道路として指定する。

※ 緊急輸送の指定路線は「資料編 資料7-2 緊急輸送ネットワーク指定路線」による。

様式5-8-1 規制対象外車両標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色及び緑、及び「除外」の文字を青色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式5-8-2 規制対象外車両通行証明書

第 号		年 月 日	
規 制 対 象 外 車 両 通 行 証 明 書			
		知 事 公安委員会	印 印
番号標に表示されている番号			
通行目的			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考:用紙は、日本工業規格A5とする。

第9節 輸送計画

災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期するため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資器材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実に行うための方法・範囲等は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、建設対策部土木班とする。〕
- (2) 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任を受けて行う。

2 災害時輸送の方法

- (1) 車両等による輸送

災害時輸送は町有車両、舟艇等を使用し、不足する場合には、日本通運帯広支店等に応援を要請し、または民間の車両を借り上げる。

※町有車両の状況は、「資料編 資料7-1 町保有車両一覧表」を参照

- (2) 鉄道輸送

道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、または遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めたときは、北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に、協力を要請し、輸送を実施する。

- (3) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、労務者による人力輸送を、または雪上車等による輸送を行う。

- (4) 空中輸送

地上輸送のすべてが不可能な事態を生じた場合、または山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合には、道を通じて自衛隊に対し航空機輸送の要請を行う。

3 輸送拠点の確保

- (1) 物資輸送拠点

次の施設を物資輸送拠点とするが、災害の状況などにより別に確保する。

物資輸送拠点	幕別町民会館、札内スポーツセンター、道の駅忠類
--------	-------------------------

(2) 災害対策用ヘリポートの確保

＜ヘリコプター離着陸可能地点＞

所在地	施設名	広さ	著名地点からの方向及び距離
緑町	幕別小学校グラウンド	130×160m	幕別駅から南東700m
緑町	幕別中学校グラウンド	200×200m	幕別駅から南東700m
寿町	幕別運動公園	70×280m	役場から600m
札内文京町	札内中学校グラウンド	140×140m	札内駅から南西1km
札内文京町	札内南小学校グラウンド	110×170m	札内駅から南西1km
札内暁町	スマイルパーク	300×300m	国道北側
札内西町	札内川河川敷	170×550m	国道から南へ50m
字糠内	糠内小学校グラウンド	160×110m	小学校校舎南側
駒島	集団研修施設こまはたグラウンド	110×150m	集団研修施設こまはた南側
忠類白銀町	忠類小学校グラウンド	180×120m	小学校校舎隣接
忠類栄町	忠類野球場	370×100m	中学校校舎隣接
忠類東宝	白銀台スキー場駐車場	53×95m	忠類総合支所から南に300m

※「資料編 資料8-1 臨時ヘリポート設定基準及びヘリポート等」参照

(3) 舟艇輸送

水害時における水中孤立者の救出、水中孤立者に対する食糧の供給等必要がある場合は、消防機関に要請して舟艇等により輸送を行う。

4 緊急輸送の対象及び優先順位

緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命救助、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助 ・ 被害の拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1段階の続行) ・ 食料・水等の輸送 ・ 被災者の救出搬送 ・ 応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (第1、2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需品物資輸送

5 災害時における緊急輸送車両の交通確保等

(1) 緊急輸送道路の指定

「本章 第8節 交通応急対策計画 5 緊急輸送道路ネットワーク計画」による。

(2) 緊急輸送道路等の確保

災害が発生した場合、道路管理者及び公安委員会（帯広警察署）は相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力や幕別町建設業協会との協定に基づく協力を得ながら、いち早く町内の道路、橋梁等の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、緊急輸送道路を優先し交通の確保を図る。

(3) 緊急輸送道路等の応急対策活動

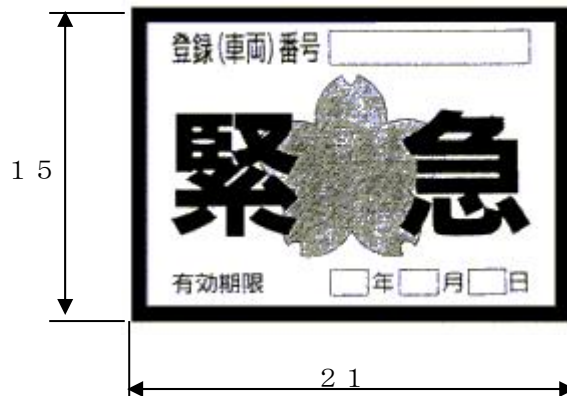
町内の国道、道道等幕別町以外の道路管理者に属する道路が損壊等により通行に支障をきたす場合には、すみやかに当該道路管理者へ通報し応急復旧の実施を要請する。また、事態が緊急を要する場合は、当該道路管理者と連携し、すみやかに緊急輸送等の確保を図るための必要な対策を行う。また、幕別町が管理する道路、橋梁等が被災した場合、幕別町建設業協会との協定に基づく協力を得ながら、指定路線を優先に応急復旧を行う。

(4) 緊急輸送業務に従事する車両の表示

町長は、基本法第76条の規定に基づき、十勝総合振興局及び公安委員会が災害緊急輸送を行う車両以外の通行を禁止した場合は、各部（班）において使用する車両につき、帯広警察署を通じ公安委員会から標章及び証明書（「様式5-9-1 緊急通行車両確認証明書」）の交付を受け輸送にあたる。

なお、緊急通行車両の交通規制等は、「本章 第8節 交通応急対策計画」による。

町は、緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的に行うものとする。



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色及び緑、「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

6 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第36節 災害救助法の適用と実施」参照）

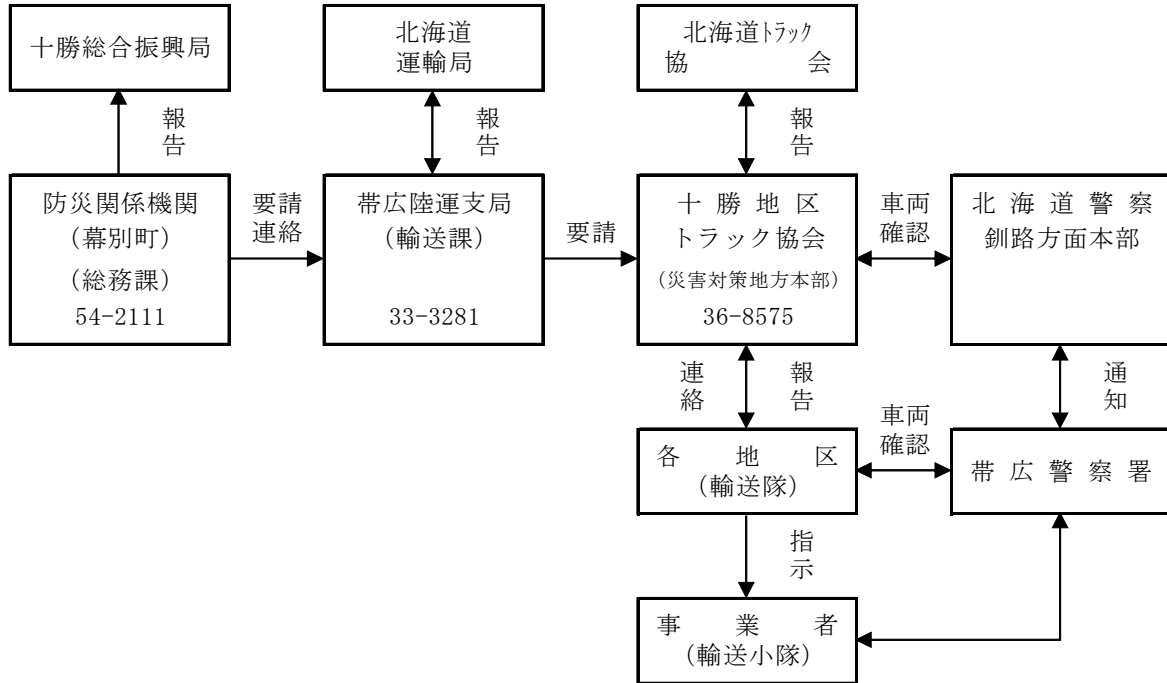
7 輸送状況の記録

輸送を実施した場合は、次の様式により記録しておくものとする。

- (1) 緊急通行車両確認証明書（様式5-9-1）
- (2) 輸送記録簿（様式5-9-2）

8 緊急輸送要請体制

(1) 要請伝達系統



(2) 要請内容

- ア 災害の状況及び応援を要する理由
- イ 応援を必要とする車両種類、大きさ、車両数及び人員
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする機関及び活動内容
- オ 連絡責任者及び現場責任者

(3) 輸送体制

一般社団法人十勝地区トラック協会の輸送体制、隊編成等は、協会作成の「緊急救護輸送実施業務要綱」による。

ア 緊急救護輸送の要請を受けた場合の措置

北海道本部または自治体等から緊急救護輸送の要請を受けた場合は、地方本部は機を失せず、次の措置を講じ緊急救護輸送を開始する。

- (ア) 受領報告及び対策室に対する指示
- (イ) 輸送隊の班編成
- (ウ) 緊急救護輸送車両の確認申請等
- (エ) 現地事務所の開設
- (オ) 輸送終了報告

様式5-9-1 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
		知 事 公安委員会	印 印
番号標に表示されている番号			
輸送の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
輸送日時			
通行経路	出 発 地		目 的 地
備 考			

備考:用紙は、日本工業規格A5とする。

様式 5-9-2 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

幕 別 町

輸送 月日	目的	輸 送 区 間 (距離)	借 上 等		修 繕					燃 料 費	実 支 出 額	備 考	
			使用車両		故障車両等		修繕 月日	修繕 費	故障 の 概要				
			種類	台数	金額	名称 番号							所有者 氏 名
					円					円		円	
計													

- 注： 1 「目的」欄は、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、輸送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

第10節 食料供給計画

災害時における被災者並びに災害応急対策に従事している者に対する主要食料及び副食調味料の供給は、本計画に定める。

1 主要食料供給計画

(1) 実施責任者

ア 本部長（町長）〔担当は、総務広報部総務班とする。〕

イ 救助法が適用された場合は、知事の委任を受けている町長が実施する。

(2) 供給対策

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 被災者に対し、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して供給を行う必要がある場合

(3) 供給の方法及び手続等

町長は、災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀等を現地で確保できないときは、その確保は十勝総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章I第11の規定により、農林水産省農産局長に直接、又は、総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

(4) 主要食料の主な要請先

供給の主な要請先は、別途定める。（「資料編 資料16-1 4-1 災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定書」参照）

2 副食調味料供給計画

(1) 実施責任者

本部長（町長）〔担当は、総務広報部総務班とする。〕

(2) 調達方法

副食、調味料等の調達は、必要に応じて町内の業者から納入する。なお、町内における調達が不可能なときは十勝総合振興局を経由して、知事に対してその斡旋を要請する。

3 炊き出し計画

(1) 実施責任者

本部長（町長）〔担当は、総務広報部総務班とする。〕が行うが、必要に応じて各団体の協力を求めて実施する。

- (2) 協力団体
住民組織（町内会）並びに諸団体等とする
- (3) 炊き出しの対象者
 - ア 避難所に収容された者
 - イ 住家に被害を受けて炊事のできない者
 - ウ 災害応急対策に従事している者
- (4) 炊き出し施設等の状況
町内における主な炊き出し施設は、「資料編 資料5-2 指定避難所」に掲げる避難所に記載されている施設を利用することとし、不足の場合は町内の炊き出し可能な施設の協力を求める。
- (5) 業者からの購入
町は、直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者に注文することが実情に即すると認めるときは、炊き出しの基準を明示し、米飯提供業者から購入し、供給する。
- (6) 炊き出し給与状況の記録
炊き出しを実施した場合は、「様式5-9-1 炊き出し給与状況」に記録しておくものとする。

4 要配慮者対策

要配慮者に対する食料品は、要配慮者の状況に応じて食料等を調達する。

5 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第36節 災害救助法の適用と実施」参照）

様式5-10-1 炊き出し給与状況

炊 き 出 し 給 与 状 況

幕 別 町

炊き出し 場の名称	月 日			月 日			3日間小計	4日以降 小 計			合 計	実 支 出 額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜		朝	昼	夜			
計													

注：「備考」欄には、給食内容を記入すること。

第11節 給水計画

災害により給水施設が被災したとき又は飲料水が枯渇あるいは汚染されて飲料水の供給が困難となった場合、住民に最小限度の飲料水を供給するための応急給水は、本計画に定める。

1 実施責任

町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 実施責任者

本部長（町長）〔担当は、建設対策部水道班とする。〕
救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。

(2) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。（飲料水は1人1日3リットル）

(3) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、緊急貯水槽（耐震性貯水槽）と配水池の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

なお、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。

(4) 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

(5) 協定による給水

災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧用資材の提供等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。

2 給水方法

建設対策部水道班は、保健環境部の指示に基づき関係機関に協力を求め、被災地域への給水を行う。

(1) 水道施設に被害がある場合

緊急貯水槽の臨時給水栓及び給水車等によって、飲料水を供給する。

(2) 水道施設のうち給配水管のみに被害があった場合

被災地域は直ちに断水し、関係町民に被害状況を周知徹底させ、緊急貯水槽の臨時給水栓及び配水池から給水車、給水用資機材により給水する。

(3) 水源を含む水道施設全部が被災した場合

湧水、表流水をろ過器によりろ水し、消毒薬（次亜鉛素酸ナトリウム等）で滅菌処理して給水するほか、近隣市町村に要請して飲料水の提供を受ける。

(4) 給水の基準

災害発生後は、1人1日3リットルを目標とした給水を行い、順次1人1日20リットルを目標に増量する。

また、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において備蓄しておくよう、住民に広報していく。

(給水目標)

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3リットル／人・日	生命維持に最小限必要な水量
災害発生から10日	20リットル／人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から15日	100リットル／人・日	通常の生活では不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	250リットル／人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

(給水輸送可能車両等)

車両等管理部署	台数	容量	単位 (リットル)	備考
幕別消防署	1台	10,000	リットル	給水タンク車
幕別消防札内支署	1台	10,000	リットル	給水タンク車
水道課	1台	10,000	リットル	給水車
〃	1基	2,000	リットル	給水タンク
〃	1基	1,000	リットル	給水タンク

3 給水施設の応急復旧

主要給配水管の応急復旧を行い、共同で使用する大口径の給水栓を取付け、被災者に飲料水を供給する。

4 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第36節 災害救助法の適用と実施」参照）

5 給水の記録

給水を実施した場合は、「様式5-11-1 飲料水の供給簿」に記録しておくものとする。

6 農村部の営農用水及び簡易水道に係る給水計画

農村部の営農用水及び簡易水道に係る給水計画は上記の計画に準ずる。

7 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道、災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等に対し、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

様式5-11-1 飲料水の供給簿

供給 月 日	対 象 人 員	給 水 用 機 械 器 具							燃 料 費	実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上			修 繕 費					
			数 量	所 有 者	金 額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			

注：1 供給簿は、借上料の有無の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

第12節 上下水道施設対策計画

上下水道施設は、電気、ガス等と並び、快適な生活環境のために必要不可欠なライフラインであり、災害時においてもライフラインとしての機能の応急的確保に努める必要がある。

このため、上下水道施設の応急対策計画は、本計画に定める。

1 上水道施設

災害における水道施設の復旧及び飲料水の確保に対処するため、建設対策部水道班は必要な人員、車両の確保、動員体制及び情報関連体制を確立し、被害の軽減と速やかな応急対策に努めるものとする。

(1) 応急対策

ア 復旧対策基本方針

取水、導水及び浄水施設の機能の確保を図り、浄水場から主要給水所に至る送・配水幹線の復旧を最優先とし、断水区域を最小限とするよう配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

イ 復旧対策内容

(ア) 浄水場・配水場については、被災箇所発見のための点検、受電施設の復旧、ポンプ回り配管及び薬品注入管の漏洩部分の復旧に万全を期する。

(イ) 配水管・吸水管の被災箇所の発見を行い、復旧作業を進める。

a 復旧作業

復旧作業は、幕別町指定給水装置工事事業者の協力を得て行う。

b 資機材

復旧に要する資機材は原則として工事業者が措置するが、一部不足するものについては建設対策部水道班が調達する。

c 施設パトロール

通信が途絶し、情報が入りづらい場合においては、パトロールにより施設の点検を行い、迅速な被害状況の把握に努め被害の拡大を防止する。

ウ 配水調整

(ア) 被害を受けていない配水管の配水ブロック等を解除することにより、配水管を最大限利用し、断水区域をできる限り縮小する。

(イ) 他の水源から供給が可能な地区においては、暫定配水を受けて対応する。

エ 応急給水

本章 第11節「給水計画」による。

オ 応援体制

災害に際して必要な応急対策を実施するため、関係機関及び自衛隊への応援派遣要請は、総務班が次により行うものとする。

(ア) 関係機関への派遣要請手続

日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会（以下「協議会」という。）災害時相互応援に関する協定に基づき、協議会区長に応援派遣を要請するものとする。

応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず口頭、電話又は電信、無線等により行い、後日、様式により速やかに、要請先まで提出する。

- a 災害の状況
- b 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- c 必要とする職員の職種別人員
- d 応援場所への経路
- e 応援の期間
- f 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(イ) 自衛隊への派遣要請手続

a 派遣要請基準

災害に際して、応急対策の実施が水道班の組織を動員、あるいはその他の手段をもってしても不可能又は困難であると認められる場合は自衛隊派遣を要請するものとする。

b 派遣要請要領

管理者は、自衛隊の派遣の必要があると判断される場合には、派遣要請書を市長に提出するものとする。また、この場合で口頭又は電話等により要請した場合は、事後、速やかに派遣要請書を提出するものとする。

c 派遣要請書の記載事項

- (a) 災害の状況及び自衛隊の派遣を必要とする理由
- (b) 派遣を必要とする期間
- (c) 派遣を希望する人員、車両等の概数
- (d) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (e) 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項

d 自衛隊受入に関し留意すべき事項

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して、派遣部隊の任務が十分に達成できるように努めるものとする。

- (a) 派遣を要請した現地には、必ず責任者を立会させ、作業に支障を来さないよう自衛隊現地指揮官と協議決定すること。
- (b) 応急復旧に必要な資機材等については、建設対策部水道班で準備し、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう留意すること。
- (c) 自衛隊の活動に対して、付近住民の積極的な協力を促すなど配慮すること。

e 撤収要請

管理者は、災害による応急対策が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、速やかに市長に自衛隊撤収要請の連絡を行うものとする。

f 応援受入れ体制

災害時における応急給水作業、応急復旧作業等を迅速かつ適切に遂行するため、応援受け入れ体制に関する指針（第103 回支部理事会決定 施行期日昭和55 年 8 月 1 日）に基づき、次の事項について留意し、速やかに応援受け入れ体制を確立するものとする。

- (a) 応援隊の基地及び宿泊施設の確保
- (b) 応援活動用資機材の取り出し等準備
- (c) 指揮者、誘導者等職員の配備
- (d) 応援隊の作業及び役割分担
- (e) 応援期間及び経費その他協議を必要とする事項

g 相互応援体制

日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する指針に基づき応援活動を行うものとする。

(2) 広報活動

災害発生後は、断水、応急給水に関する広報活動を実施し、混乱防止に努める。広報車による巡回広報を実施するが、復旧に相当な期間を要する場合には、報道機関の協力、広報チラシ配布等により対応するものとする。

2 下水道施設

下水道施設の被害に対し、町長は雨水・汚水の流下に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期するものとする。

(1) 活動体制

- ア 本部の非常配備体制に基づき職員を配置し、被害調査、復旧対策を実施する。
- イ ポンプ場、処理場にあつては、監視要員からの報告を基点とし、各処理場の非常配備編成連絡網により緊急配備態勢をとる。

(2) 応急復旧対策

ア 被害調査

排水機能の支障や二次災害の発生を考慮し、管渠に当たっては幹線管渠の流下状況、軟弱地盤地帯の管渠の調査及びマンホール、ポンプ室、伏越室等の工作物の調査を速やかに行う。

イ 応急対策

(ア) 管渠

下水道管渠に対しては、汚水・雨水の流下に支障のないよう迅速に応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針を立てる。枝線の被害は、本復旧を前提とし、幹線の被害は、被害の場所・程度に応じて応急あるいは本復旧を行う。

(イ) 処理場及び中継ポンプ場

停電のため処理場、中継ポンプ場の機能が停止した場合は、自家発電機によるポンプ運転を行い、機能停止による排水不能の事態が起らないようにする。

(ウ) 復旧作業

復旧作業は、幕別町排水設備指定工事業者の協力を得て行う。

(エ) 広報活動

下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

3 農村部の営農用水及び簡易水道に係る給水計画

農村部の営農用水及び簡易水道に係る給水計画は上記の計画に準ずる。

第13節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給確保に関する事項は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、総務広報部総務班とする。〕が行うものとし、物資の調達が困難なときは、知事に斡旋及び調達を要請するものとする。
- (2) 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により実施する。

2 実施の方法及び対象者

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与または貸与する。

ア 災害により住家が全半壊、全半焼、流失または床上浸水の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者

イ 災害により被服、寝具その他生活必需物資を亡失し、日常生活を営むことが困難と思われる者

3 衣料、生活必需物資の調達

- (1) 物資購入及び配分計画

救助法の適用の有無にかかわらず、総務広報部総務班が世帯構成員別被害状況を把握の上、配分計画を樹立し、これに基づき物資を購入する。

- (2) 給与または貸与物資の種類

被災者に給与または貸与する救援物資の品目は、おおむね次のとおりとする。

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 外衣（洋服、作業服、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等）
- エ 身回品（タオル、手拭、靴下、傘等）
- オ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- カ 食器（茶碗、お椀、皿、箸等）
- キ 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等）
- ク 光熱材料（マッチ、ローソク、木炭、灯油等）
- ケ その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

- (3) 調達方法

ア 必要な物資については、調達までの時間等を考慮し、応急的に対応できるだけの一定数量は、

町において備蓄保管するものとする。

イ 日赤北海道支部は、毛布及び日用品セットを備蓄しており、必要に応じ日赤北海道支部長に要請する。商工会、農業協同組合の協力により必要量を迅速に確保するものとする。

ウ 調達にあたっては、あらかじめ町内の業者と協議し、緊急時に速やかな対応が可能となるよう調達先を定め、災害に備えるものとする。

エ 要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）に対する生活必需品の調達については、十分に配慮するものとし、社会福祉施設に対しては、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発するものとする。

オ 町内で調達困難な場合は、近隣市町又は道に依頼し調達する。

※「資料編 資料1 6-1 4-1 災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定書」参照

4 給与及び貸与の方法

本部長（総務広報部総務班）は、調達物資の受払状況を明確にし、給与又は貸与については前項の配分計画に基づき行うものとする。

5 義援金品の取扱い

町に送付された義援金品の取扱いは、民生対策部福祉班が担当し、受付の記録、保管、被災者への配分等は、状況に応じて適切かつ正確に行うものとする。

6 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第36節 災害救助法の適用と実施」参照）

7 物資の給与状況の記録

物資を供給した場合は、「様式5-13-1 物資の給与状況」に記録しておかなければならない。
なお、救助法による救助物資と義援物資とは、明確に区分して処理する。

様式5-13-1 物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

幕 別 町

住家被害 程度区分	世帯主氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与 月日	物資給与の品名				実支出額	備考
				布団	毛布				

計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者

氏 名

印

- 注：1 住家の被害程度に全壊（焼）、流失、埋没、半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄に数量を記入すること。

第14節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（L P Gを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、総務広報部総務班とする。〕が行う。

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

- (2) 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により実施する。

2 石油類燃料の確保

- (1) 町内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

- (2) 町内で石油類燃料の確保が困難な場合は、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、帯広地方石油業協同組合及び同支部に協力を要請する。

- (3) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

- (4) L P Gについては、「災害等の発生における幕別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」に基づき、北海道エルピーガス災害対策協議会に協力を要請する。

3 緊急車両等への優先給油の実施

発災後に中核S Sにおいて優先給油を受けることができる緊急車両等は次のとおり。

- ・ 緊急通行車両確認標章を提示した車両又は緊急通行車両等事前届出済証を提示した車両
- ・ 規制除外車両事前届出済証を提示した車両
- ・ 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車
- ・ 自衛隊車両
- ・ 優先給油対象車両証明書を提示した車両
- ・ その他、知事が必要と認めた車両

(参考)

※「資料編 資料1 6-1 5-1 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」

※「資料編 資料1 6-1 6-2 災害等の発生における幕別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」

第15節 電力施設災害応急計画

災害により電気施設に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、人命・住民生活の確保のため、北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株)道東統括支店は、各設備に有効な予防対策、二次災害発生の防止対策及び速やかな応急復旧対策を講じ、公共施設としての機能を維持するため、電力施設災害応急計画は次に定めるところによる。

1 非常態勢

(1) 非常災害対策道東統括支店支部の設置

- ア 災害時には、迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため、「非常事態対策組織道東統括支店支部運営マニュアル」に基づき「非常災害対策道東統括支店支部」を設置し、非常態勢を発令する。
- イ 非常災害対策道東統括支店支部を設置したときは、町、他関係行政機関に速やかに通知するものとする。
- ウ 対策会議
非常災害対策道東統括支店支部は、気象情報、非常態勢、被害復旧の状況、復旧の順位及び報道・広報対策等を協議するため、対策会議を開催する。

(2) 非常態勢区分

区 分	発 令 の 基 準
警戒態勢	非常災害が生ずるおそれのある場合
非常態勢	相当の被害の発生が予想される場合または発生した場合

(3) 応急復旧要員の動員

- ア 応急復旧に従事する要員をあらかじめ定めておき、非常態勢発令後、速やかに対応できるよう体制を確立する。
- イ 社外者（工事会社）の応援態勢を確立しておく。
- ウ 他地域からの救援隊員の応援を依頼した場合、収容場所等受入態勢については、町災害対策本部の協力を得る等、万全を期するものとする。

2 応急復旧対策

(1) 復旧順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の大きいものから行うものとする。

- ア 変電設備
 - (ア) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
 - (イ) 市街地に送・配電する送電系統の中間変電所
 - (ウ) 重要施設に配電する配電用変電所

イ 送電設備

- (ア) 全回線送電不能の主要線路
- (イ) 全回線送電不能のその他の線路
- (ウ) 一部回線送電不能の主要線路
- (エ) 一部回線送電不能のその他の線路

ウ 配電設備

原則として、人命に関わる施設、対策の中核である官公署、報道機関、収容避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害状況、施設復旧の難易度等を考慮し、復旧効果の大きいものから行う。

- (ア) 病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公署等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線
- (イ) その他の回線

(2) 危険予防措置

社会活動の混乱防止、住民生活の安定のため、災害時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な措置を講ずるものとする。

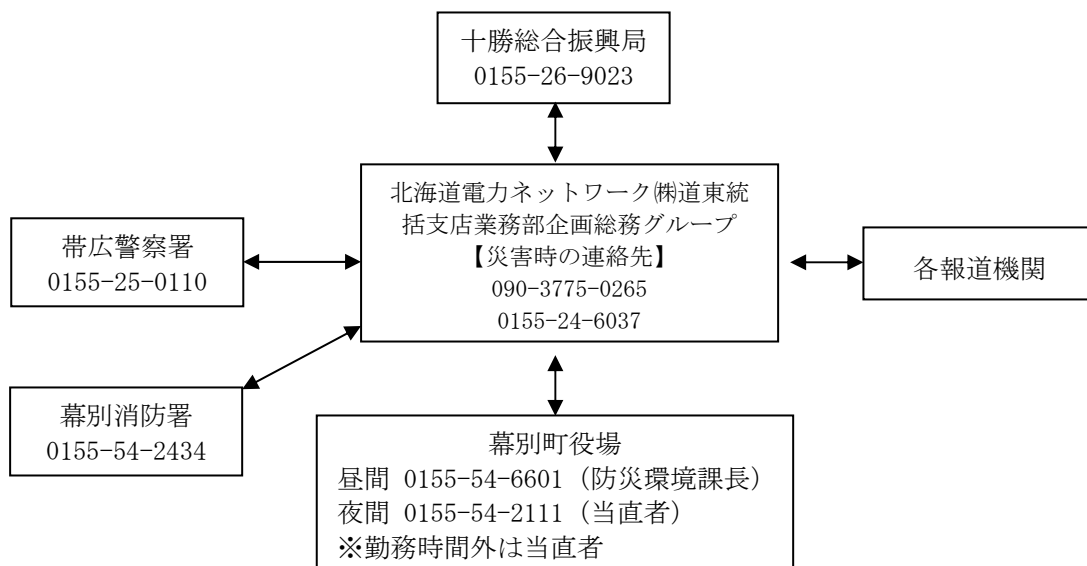
3 広報活動

- (1) 災害時における住民の不安解消、事故防止のため、報道機関の協力及び巡回車により、次の事項を周知する。

- ア 垂れ下がり電線による感電防止
- イ 浸水家屋に関する屋内配線、電気器具等の使用による漏電出火の注意
- ウ 電力施設の被害状況
- エ 復旧の見込み

- (2) 被害、事故の状況により、各防災関係機関の協力を得て、広報巡回を実施する。

図表5-15-2 電力施設の災害情報連絡系統図



第16節 ガス施設災害応急計画

本計画は、ガス施設（埋設管等）のガス漏えいによる火災・爆発の二次災害防止により住民の安全を確保するとともに、速やかな応急復旧によってガスの早期供給再開を目指し、公共施設の機能を維持することを目的とする。

1 非常災害の事前対策

ガス事業者は、ガス事業法第30条第1項に基づき保安規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずるものとする。

(1) 情報連絡

ア 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。

イ 災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定時間毎に関係各係と確認しておく。

(2) 各設備の予防強化

ア 業務設備

ガス事業者の総務部門が他の応援を得て行うこととし、下記事項については予め措置を講じておくものとする。

(ア) 要員の確保

(イ) 防火、防水、救命用具の点検整備

(ウ) 非常持出品の搬出整備

(エ) 建物の補強

(オ) 建設中の設備並びに資材の補強及び損害防止

(カ) 排水設備の点検整備

イ 製造設備、供給設備

被害を受けるおそれのある製造設備、供給設備においては、設備の重要度に応じた防災施策を講じる。

(3) 人員の動員連絡の徹底

ア 保安規程に基づき組織および分担業務を定め、いつでも出動し得るよう態勢を確立しておく。

イ 社外社(下請者)に応援を求める場合の動員表を作成し、連絡体制を確立しておく。

ウ 道に協力を要請する場合は、道の災害対策（連絡）本部と密接な連絡をとるものとする。

(4) 工具、機動力、資材等の整備確認

予め工具、車輛等を整備して応急出動に備えるとともに手持資材の数量を調査し、復旧工事に

支障のないよう手配するものとする。

(5) 宿舎、衛生、食糧等について

宿舎、衛生、食糧、衣服、緊急薬品について予め対策を講じ、復旧作業に当たって、遺漏のないよう確保すること。

(6) 火災、中毒事故防止対策

広報車、ビラ、ラジオ、テレビその他適切な方法により、下記事項の一般公衆に対する啓発宣伝を行い事故防止に努める。

ア 無断ガス工事を禁止する。

イ ガス漏洩等の不良箇所を発見した場合、直ちにガス事業者へ通報を依頼する。

ウ 災害の発生が予想される時は前もってメーターコックの閉止をする。

2 ガス施設応急対策

(1) 町が実施する対策

ア 町道の被害状況の把握

イ 掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が混雑しないための調整の実施

ウ 住民の広報活動

(2) ガス事業者が実施する対策

ガス事業者は、ガス事業法第30条により定められた「保安規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、警察・消防機関と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

ア ガス施設の点検、損傷箇所の早期発見及び緊急措置

(ア) ガス施設の巡回点検を重要地点から行うとともに、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。

(イ) 被害が大規模な地域にあっては、供給所、整圧所及び導管に設置してある遮断弁を利用して全域または一部地域（ブロック）のガスの供給を停止した後、応急復旧活動を実施

イ 二次災害の発生するおそれがある場合は、町と協力して住民に避難措置を行う。

ウ 復旧人員の確保

当該ガス事業者だけでは復旧できないと判断した場合は直ちに、ガス事業者間の応援協定に基づき、応援を要請する。

エ 復旧資機（器）材の調達

オ 受入側にあつては、応援ガス事業者の受入体制の整備、応援側にあつては、適時、適切な応援体制

カ 復旧状況、ガス使用上の注意等必要な事項を住民及び関係機関（町・警察・消防等）への広報及び報告

(3) 住民が実施する対策

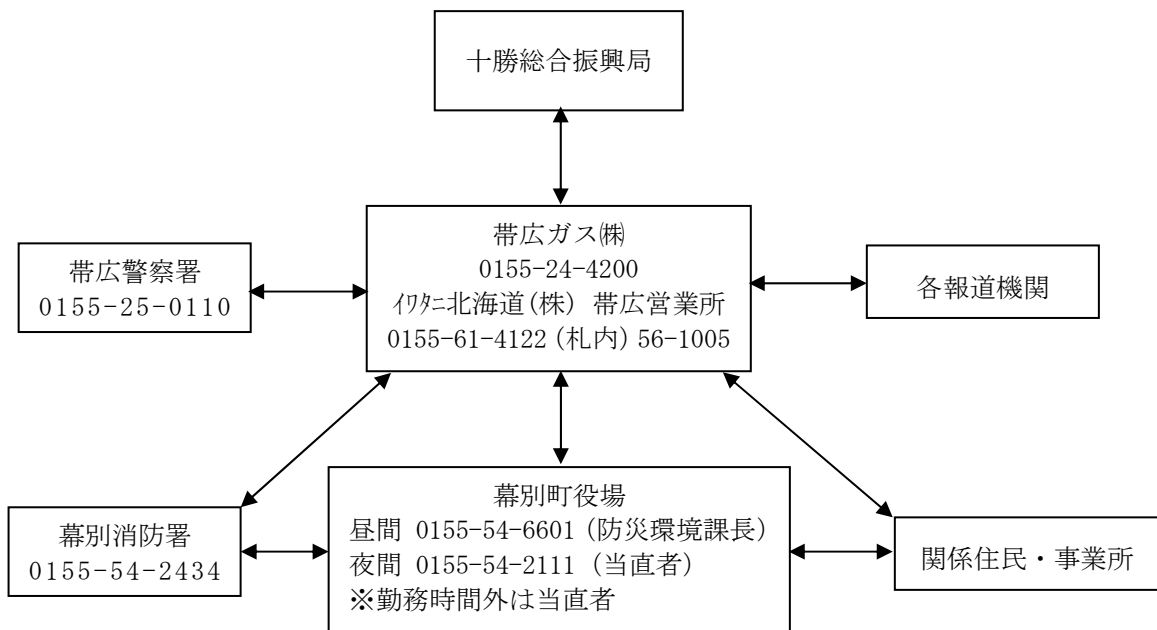
ガス施設損壊の発見またはガス臭を感知した場合、直ちにガス事業者又は町へ通報する。

3 ガス施設(埋設管)応急供給計画

事業者は、復旧計画を立案し、応急供給計画を実施する。復旧にあたっては、病院、避難所等重要施設の早期復旧を実施するとともに、ブロックごとに応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給を再開する。また、可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、早期の供給再開に努める。

4 緊急時の連絡体制

図表 5-16-1 ガス施設の災害情報連絡系統図



図表 5-16-2 ガス施設（埋設管）供給箇所

令和 5 年 9 月 30 日現在

供給地域名	対象町内会	供給面積	供給世帯	供給元
あかしや南団地	泉町の一部、あかしや中央の一部、あかしや南1、あかしや南2、みずほ町の一部、文京町の一部	26.9ha	436世帯	帯広ガス(株) (液化石油ガス)
チロットニュータウン	青葉町1の一部、青葉町2の一部	20.7ha	219世帯	
千住101ニュータウン	暁町東の一部、暁町西、暁町北	23ha	146世帯	
旭町団地	旭町2、旭町4	17.2ha	180世帯	
春日団地	春日町	3.0ha	25世帯	イワキセントラル 北海道(株) 帯広営業所 (液化石油ガス)

第17節 医療救護計画

災害によりその地域の医療機関の機能が失われ、または著しく不足し、もしくは医療機関が混乱した場合における応急医療又は助産の実施は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、民生対策部保健班とする。〕
- (2) 救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。
- (3) 上記は、（一社）十勝医師会（以下「十勝医師会」という。）等と緊密な連絡協議のもとに実施する。

2 医療及び助産の対象者並びにその把握

- (1) 対象者
医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害発生の日前後7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者。
- (2) 対象者の把握
対象者の把握は、所管の如何を問わず、町内会長や避難所管理責任者等を通じてできる限り正確かつ迅速に把握し本部長に報告する。
報告を受けた本部長は、直ちに救護に関し医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等必要な措置を講ずるよう関係部班に指示する。

3 救護班及び救急医療班の編成

町長は、災害により医療を必要とする場合、民生対策部保健班を主体に、救護班を編成し応急救護にあたる。民生対策部保健班の編成が困難な場合、またはその診療能力を超える場合等は、十勝医師会等に救急医療班の編成及び派遣を要請し、応急医療にあたる。救急医療班の編成基準は、十勝医師会等の定めるところによる。

また、災害急性期には必要に応じ知事に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の出動要請を行うものとする。

町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

4 関係機関の応援

- (1) 町長は、災害規模に応じて次の関係機関への応援要請を行う。
 - ア 十勝医師会
 - イ 医療班の支援（日本赤十字社救護班、国立・道立病院等）
 - ウ 患者の移送（自衛隊）
 - エ 町内医療機関
 - オ 災害派遣医療チーム（DMAT）
 - カ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）
 なお、十勝医師会への要請は、「資料編 資料16-1 1-1 災害時の医療救護活動に関する協定書」及び「同資料 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則」による。
- (2) 要請する場合には、次の項目を通知する。
 - ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
 - イ 出動の時期及び場所
 - ウ 出動を要する人員及び資機材
 - エ その他必要な事項

5 医薬品等の確保

医療、助産に必要な医薬品及び衛生機材及び暖房用燃料等の確保は、保健班が町内医薬品等の取扱業者から調達するものとし、町内では調達できない場合、災害の状況等により隣接市町村長及び知事に調達を申請する。

なお、町内の医薬品等の調達先は、「資料編 資料6-2 医療衛生材料調達先一覧表」による。

6 患者の移送

傷病患者の移送は、現地での応急措置の後、災害拠点病院、救急指定病院又は最寄りの病院に移送する。

7 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章第36節 災害救助法の適用と実施」参照）

8 関係医療機関の状況

「資料編 資料6-1 医療機関一覧表」のとおり。

9 保健班の活動状況の記録

保健班の活動状況等について次により記録しておくものとする。

- (1) 保健班活動状況（様式5-17-1）
- (2) 病院診療所医療実施状況（様式5-17-2）
- (3) 助産台帳（様式5-17-3）

様式5-17-1 保健班活動状況

保 健 班 活 動 状 況

月 日	市 町 村 名	患 者 数	措 置 の 概 要	医師名	印	備 考
				死体検案数	修 繕 費	
		人		人	円	
計						

注： 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式5-17-2 病院診療所医療実施状況

病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

幕 別 町

診療機関名	患者氏名	診療期間	病 名	診 療 区 分		診 療 報 酬 点 数		金 額	備 考
				入院	通院	入院	通院		
		月 日				点	点	円	
計									

注： 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

様式5-17-3 助産台帳

助 産 台 帳

幕 別 町

分娩者氏名	分娩日時	助産機関名	分娩期間	金 額	備 考
			月 日～月 日	円	
計					

第18節 防疫計画

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、民生対策部衛生班及び保健班とする。〕
- (2) 災害による被害が甚大で、町のみで防疫の実施が不可能または困難なときは、知事の応援を求め実施する。

2 防疫実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は次の班等を編成する。

(1) 防疫班の編成

民生対策部衛生班は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の防疫実施のため、民生対策部保健班と連携して防疫班を編成する。

また、防疫班はおおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成する。

(注) 民生対策部衛生班の活動範囲は主要箇所の外部消毒を主とし、家屋内部の消毒その他は被災家族で処理する。

3 感染症の予防

(1) 防疫の措置

町長は、次の事項について「感染症の予防及び感染者の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）」に基づき、必要があると認める場合及び知事の指示命令があった場合は、範囲及び期間を定めて行うものとする。

ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症予防法第27条第2項）

イ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症予防法第28条第2項）

ウ 生活用水の供給に関する指示（感染症予防法第31条第2項）

エ 物件に係る措置に関する指示（感染症予防法第29条第2項）

オ 公共の場所の清潔方法に関する指示

カ 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条第1項及び第9条）

(2) 検病調査及び保健指導等

ア 避難所において、検病調査が必要な場合は、北海道の検病調査班と連携し、少なくとも1日1回以上、検病調査を行う。

イ 町は、町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努める。

ウ 検病調査の結果、必要がある場合、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。

(3) 臨時予防接種

被災地の伝染病発生を予防するため必要があるときは、知事の指示を受け予防接種を実施する。

(4) 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長または知事の指示により、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

ア ごみ

収集したごみ、汚染物その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

イ し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設または下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないように処分する。

(5) 消毒方法

町長は、感染症予防法第27条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、感染症予防法施行規則第14条及び平成11年3月31日、健医感発第51条「一類感染症、二類感染症、三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

(6) ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症予防法第27条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症予防法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

(7) 生活用水の供給

町長は、感染症予防法第31条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、またはろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

(8) 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

4 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設について次により防疫指導等を実施する。

(1) 健康調査等

指定避難所等の管理者と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法の実施

十勝総合振興局保健環境部保健行政室の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとと

もに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは消毒液等により、トイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者を専従させる。また、配膳等の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても、十分指導徹底させる。

(4) 飲料水の管理

飲料水は、水質検査を実施するとともに、使用の都度消毒させる。

5 防疫用資器材の調達

防疫を行うに当たり、町が保有する消毒器等の防疫用資器材が不足した場合は、十勝総合振興局保健環境部保健行政室又は隣接市町村より借用するものとする。

6 家畜・畜舎等の防疫

(1) 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。〔担当は、十勝家畜保健衛生所長〕

(2) 実施方法

家畜の防疫については、十勝家畜保健衛生所、十勝農業共済組合等と協力して実施するものとする。

なお、具体的な対策は十勝家畜保健衛生所長の指示によって行う。

(3) 家畜の救護

十勝総合振興局長は、町、農業共済組合、家畜診療獣医師等と協力し、家畜救護に当たるものとする。

第19節 廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。ただし、住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、本章第25節「障害物除去計画」による。

1 実施責任者

(1) ごみ及びし尿処理

ア 本部長（町長）〔担当は、民生対策部衛生班とする。〕

イ 町長は、災害による被害が甚大で、町のみで処理することが困難な場合は、隣接市町村または道に応援を求め実施する。

(2) 死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、やぎ等の死んだもの）の処理は、所有者が行う。所有者が判明しないとき、または所有者において処理することが困難なときは、町長が実施する。

2 廃棄物等の処理方法

(1) ごみ処理班

ア ごみの収集及び死亡獣畜の処理等の作業を効果的に実施するため、ごみ処理班を編成する。

イ ごみ処理班の班長には防災環境課長を、班員には防災環境課長が指示する者をもってあてる。

(2) ごみの収集処分の方法

町長は、被害が甚大な場合、一時的にがれき等を保管する場所（仮置場）を設置することができる。処理は、計画的に一般廃棄物処分場（くりりんセンター・南十勝環境衛生センター）に搬入し、処理する。なお、これが困難な場合は、民間業者等の処分場に処理を委任する。

(3) し尿の収集方法

ア 収 集

(ア) 被災地域の完全収集にあたるものとするが、被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内量の2～3割程度の収集を全戸に実施し、各戸の便所の使用を早急に可能にするものとする。

(イ) 避難が実施された場合には、避難所及び被災地区を重点的に収集にあたるものとし、状況により、応急仮設便所を設置するものとする。

イ 処 理

終末処理施設（中島処理場）を使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況により施設処理能力を超過するなど完全処理が不可能な場合は、一時貯留し、後日、処理施設で処理するものとする。

3 野外仮設共同トイレの設置

(1) トイレが倒壊、いっ水等の被害を受けた場合、必要に応じ野外に共同トイレを設置する。

(2) 共同トイレは、必要箇所に最小限度の仮設トイレを設ける。この場合恒久対策の障害にならぬよう配慮する。

4 死亡獣畜の処理

- (1) 死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。
- (2) 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、町長が実施するものとする。
- (3) 死亡獣畜の処理は、移動し得る死亡獣畜については、死亡獣畜取扱場において、集中焼却し、又は埋却するものとする。
- (4) 死亡獣畜取扱場が使用できない場合又は運搬することが困難な場合は、十勝総合振興局保健環境部長の指導を受け、指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

5 清掃等施設状況

(1) ごみ処理・ごみ埋立

(十勝環境複合事務組合)

施設名	所在地	処理区分	処理方法	処理能力
くりりんセンター (37-3550)	帯広市西24条 北4丁目1番地	可燃物	焼却	330 t /D
		不燃物 大型ごみ	破碎	110 t /5h
一般廃棄物最終処理場	池田町字美加登 279-10	焼却灰 破碎物	埋立	311, 200 ^m

(南十勝複合事務組合)

施設名	所在地	処理区分	処理方法	処理能力
南十勝環境衛生センター (01558-5-2810)	広尾町紋別760番地3	可燃物	焼却	28 t /D
		不燃物 大型ごみ	破碎	10 t /5h
南十勝廃棄物処理センター	大樹町字萌和 394番地2	焼却灰 破碎物	埋立	101, 960 ^m

(2) し尿処理場

(十勝環境複合事務組合)

名称	所在地	処理区分	処理能力
中島処理場 (37-3040)	帯広市西23条北4丁目	加湿消化	210 k l /D

(3) 死亡獣畜処理場

名称	所在地	処理能力	管理主体
一般廃棄物最終処理場 (69-4121)	中札内村元札内 東2線51-27	15 t /D	十勝農協連

第20節 家庭動物対策計画

災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。
- (2) 町長は、被災地の逸走犬等の保護・収容に関して、道や近隣市町村へ、資機材の斡旋や人員の派遣等、必要に応じて所要の応援要請措置を講ずるものとする。

2 家庭動物の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号、以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱うものとする。
- (2) 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

3 同行避難

家庭動物との同行避難について、あらかじめ町は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第21節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 町立小・中学校及び幼稚園における応急教育及び町立文教施設の応急復旧対策は、本部長（町長）及び教育委員会〔担当は、文教対策部学校教育班とする。〕が行う。
- (2) 学童保育所の応急対策は、本部長（町長）及びこども課〔担当は、民生対策部福祉支援班とする。〕が行う。
- (3) 救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行う。
- (4) 道立高校における教育の確保については、知事及び道教育委員会が行うものとする。
- (5) 私立高校・幼稚園における教育の確保については、当該学校運営法人が行うものとする。
- (6) 学校ごとの災害発生に伴う適切な措置は、学校長が具体的な応急計画を立てて行う。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

災害が発生し、または発生が予想される気象条件となったときは、学校長は自らの判断により、または教育委員会の指示により、必要に応じて休校措置をとる。

ア 授業開始後の措置

児童生徒の下校については、帰宅途中の注意事項を十分徹底させるとともに、低学年にあつては教師が地区別に付き添うなど措置をとるものとする。

イ 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、防災行政無線等、その他確実な方法で各児童、生徒に徹底させる。

(2) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等の施設の確保は、災害の規模、被害の程度によって、おおむね次の方法による。

ア 応急復旧

被害の程度により、応急修理ができる場合は、即時修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ 校舎の一部が使用できない場合

利用可能な特別教室、屋内体育館等を利用し、なお不足するときは、二部授業等の方法をとる。

ウ 校舎の全部または大部分ができない場合

最寄りの学校または公共施設を利用する。利用する施設がないときは、応急仮校舎を建設する等の対策を講じ、または十勝教育局を通じて北海道教育委員会に対し施設の斡旋を要請する。

(3) 教育の要領

災害の状況に応じ、計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

なお、特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないように配慮する。

イ 授業等の場所が公民館等の学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学道路、その他の被害状況に応じ、通学の安全について注意するよう指導する。また、集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、保護者の協力を得るようにする。

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないように留意する。

オ 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分に配慮し、児童及び生徒の心のケアを図る。

(4) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡をとり教職員の確保に努め、教育活動に支障を来さないようにする。

3 教科書及び学用品の調達並びに支給

(1) 支給対象者

住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊等の被害を受けた世帯の児童・生徒で教科書、学用品を滅失または毀損した者に対して支給する。

(2) 支給品名

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 調達方法

ア 教科書の調達

被災学校別、学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受ける。また、町内の他の学校及び他の市町村に対し、使用済み教科書の供与を依頼する。

イ 学用品の調達

北海道教育委員会の指示により調達する。

(4) 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

(5) 救助法が適用されない場合

被災の状況により、救助法が適用された場合に準じて行う。

4 学校給食対策

- (1) 給食施設が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずる。
- (2) 給食用物資が被災したときは、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

5 衛生管理対策

学校が被災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意して衛生管理をするものである。

- (1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること
- (2) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間を隔絶すること
- (3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと
- (4) 必要に応じて、教職員・児童生徒の伝染病予防接種や健康診断を実施すること

6 文化財保全対策

文化財（有形文化財、無形文化財、民族資料、記念物など）は、その所有者並びに管理者が常に保全、保護にあたり、災害が発生したときは、その被害状況に応じ、適切な措置を講ずるものとする。

7 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第36節 災害救助法の適用と実施」参照）

8 学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施したときは、「様式5-21-1 学用品の給与状況」に記録するものとする。

様式5-21-1 学用品の給与状況

学 用 品 の 給 与 状 況

幕 別 町

学 校 名	学 年	児 童 生 徒 氏 名	保 護 者 氏 名	給 与 月 日	給 与 の 内 訳					実 支 出 額	備 考
					教 科 書			そ の 他 学 用 品			
					国 語	算 数		鉛 筆			
				月 日						円	
計	小学校	人								円	
	中学校	人								円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

注：1 「給与月日」欄は、その児童生徒に対して最後に給与した給与年月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

第22節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、または破損のため居住ができなくなった世帯に対する住宅対策は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、建設対策部都市計画班とする。〕
- (2) 救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は原則として知事が行う。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が実施する。

2 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を收容保護するため、本章第5節の「避難対策計画」に定めるところにより、避難所を開設するものとする。

3 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

4 応急仮設住宅

- (1) 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。
 - ア 建設型応急住宅
プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置
 - イ 賃貸型応急住宅
民間賃貸住宅等の提供
- (2) 入居対象者
次の条件に該当する者とする。
 - ア 住宅が全壊、全焼または流失した者であること
 - イ 居住する住宅がない者であること
 - ウ 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者
 - (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、ひとり親世帯、老人、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等
- (3) 入居者の選定
応急仮設住宅の入居者の選定については、町長〔担当は、建設対策部都市計画班〕が行う。
- (4) 建設戸数
町長の要請に基づき、知事は戸数を決定する。

(5) 建設型応急住宅の建設地、構造等

- ・原則として町有地とする。ただし、これによりがたいときは、適当な公有地または私有地とする。
- ・道及び町は、災害時に応急仮設住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。
- ・建設型応急住宅の標準規模は、1戸につき29.7平方メートルを基準とする。構造は、原則として軽量鉄骨組立方式による6連戸以下の連続建てもしくは共同建てとする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は1戸建て、または木造住宅により実施する。
- ・応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事完了後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに期間を延長することができる。

(6) 費用

費用は災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

救助法が適用され、道が設置する応急仮設住宅の管理については、知事から委任を受け町が管理する。救助法が適用されない場合、町が設置するものは、町が管理する。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるものとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

5 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

- ア 住宅が半壊または半焼し、当面日常生活を営むことができない者
- イ 自らの資力で応急修理ができない者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

- ア 応急処理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅

町長は、必要により災害のため住家が半壊または半焼した被災者の一時的な居住の安定を図るため、空いている町営住宅を災害公営住宅として利用する。

7 資材等の斡旋、調達

施工及び資材の調達は、原則として町の指名登録から選定して行うものとする。この場合において、町は、建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

8 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第36節 災害救助法の適用と実施」参照）

9 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録

応急仮設住宅及び住宅応急修理を実施した場合は、次により記録しておくものとする。

- (1) 応急仮設住宅台帳（様式5-22-1）
- (2) 住宅応急修理記録簿（様式5-22-2）

10 住宅の応急復旧活動の推進

町は、必要に応じて、住宅工事事業者等と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

様式5-22-1 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

幕 別 町

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
							月日	月日	月日	円	
計	世帯										

注：1 「応急仮設住宅番号」欄は応急仮設住宅に付した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること

- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めた人員数を記入すること
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅の建設場所の住所を記入すること
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パイプ式組立住宅を記入すること
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別を明らかにすること
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと

様式5-22-2 住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

幕 別 町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
		月日	円	
計	世帯			

第23節 被災宅地安全対策計画

本町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を図る対策は、本計画に定める。

1 危険度判定の実施の決定

町長〔担当は、建設対策部都市計画班とする。〕は、判定士を活用し、被災宅地の危険度判定を実施する。

なお、町長は、危険度判定の実施を決定した場合、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に判定士の派遣等の支援要請を行う。

2 判定対象宅地

対象宅地は、宅地造成等規制法第2条第1号に規定する、宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とする。

3 判定士の業務

判定士は次により被災地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じ、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、建設対策部に置き、次の業務を行う。

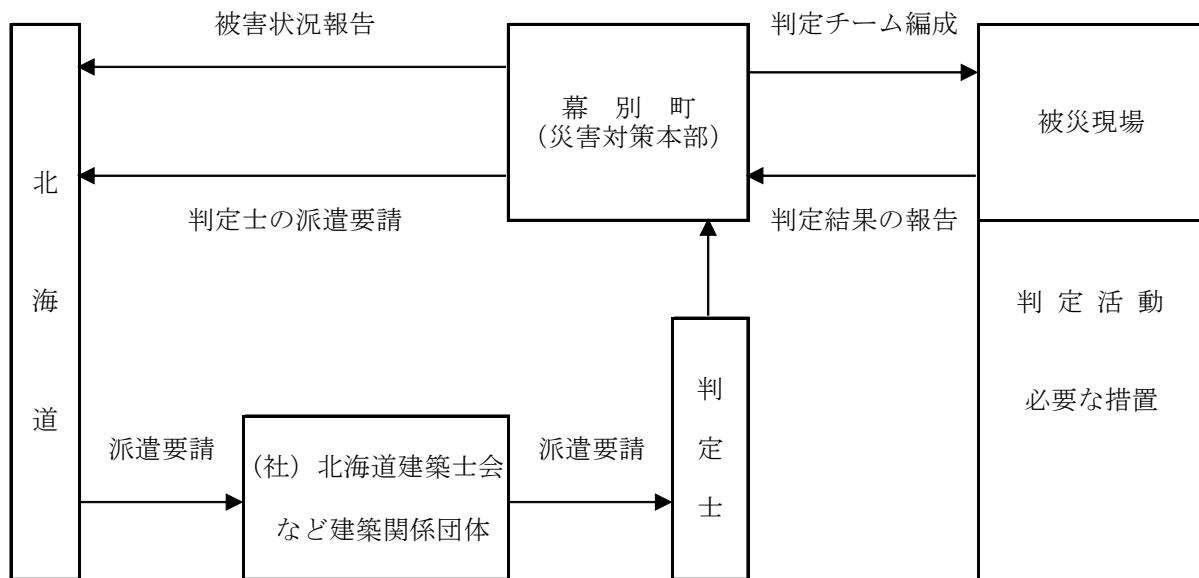
- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成

- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

町は、災害の発生に備え、道と連絡体制を整備するとともに、道と協力して危険度判定に使用する資機材を備蓄するものとする。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第24節 行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画

災害によって現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡したと推定される者の搜索及び遺体の收容処理、埋葬の実施は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、民生対策部保健班とする。〕
- (2) 救助法適用後は、知事の委任を受けて町長が実施するが、遺体処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。
また、救助法が適用されていない場合でも、警察署、消防機関、自衛隊あるいは民間協力団体等の協力を得て実施する。

2 行方不明者の搜索

- (1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。
- (2) 実施の方法

行方不明者の搜索は、町長が警察署と協力し、消防機関及び地域住民の協力を得て搜索班を編成し、必要な車両、舟艇その他機械器具を活用して実施する。
- (3) 搜索要請

町において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して搜索を要請する。

 - ア 行方不明者が漂着または埋没していると思われる場所
 - イ 行方不明者数並びに氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び着衣等

3 変死体の届け出

変死体は、直ちに警察署に届け出るものとし、その検視後に処理にあたる。

4 遺体の收容処理方法

- (1) 実施者
 - ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ引渡す。
 - イ 災害による社会混乱のため、遺族等が遺体の処理を行うことができない場合は、町長が行う。
- (2) 遺体の收容処理
 - ア 遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒をし、また遺体の撮影により身元確認の措置をとる。
 - イ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、遺体を特定の場所に安置し、埋葬の処理をするまで保存する。
 - ウ 遺体は、死因その他の医学的検査を行う。

(3) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

遺体安置場所は、「別表 5-22-1 遺体安置所」とするが、死亡者多数の場合は、町内の寺院、公共建物または公園等遺体の収容に適切な場所を決定し安置する。

なお、遺体安置所の選定にあたっては、次の点に留意して決定する。

- ・ 屋内施設であること
- ・ 1次避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
- ・ 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設
- ・ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設
- ・ 水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

5 遺体の埋葬

災害の際、死亡した者で町長が必要と認める場合、応急的に遺体を埋葬する。埋葬にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 事故死の遺体は、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。
- (2) 身元不明の遺体は、警察その他関係機関に連絡してその調査にあたりとともに埋葬にあたっては、土葬または火葬とする。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人扱いとする。
- (4) 町長は、埋葬の実施が自らできないと認められるときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

6 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要なと認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

7 行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合に準じて行う。

8 火葬場の状況

火葬場名	所在地
幕別町葬斎場	幕別町字豊岡3番地62
南十勝複合事務組合火葬場	広尾郡大樹町字開進188番地5

9 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第36節 災害救助法の適用と実施」参照）

10 遺体の搜索等の記録

遺体搜索、遺体処理及び埋葬した場合は、次により記録しておくものとする。

- (1) 遺体搜索状況（様式5-24-1）
- (2) 遺体処理台帳（様式5-24-2）
- (3) 埋葬台帳（様式5-24-3）

別表5-24-1 遺体安置所

地域	遺体安置所	
幕別地区	施設名	幕別南コミュニティセンター（ホール）
	住 所	幕別町新町139番地3
	面 積	493.00㎡
	管 理	幕別町住民生活部住民課
	電 話	0155-54-5127
札内地区	施設名	幕別町働く婦人の家（ホール）
	住 所	幕別町札内中央町395番地1
	面 積	180.00㎡
	管 理	幕別町住民生活部住民課
	電 話	0155-54-6602（住民課住民活動支援係）
忠類地区	施設名	忠類ふれあいセンター福寿（多目的ホール）
	住 所	幕別町忠類白銀町384番地10
	面 積	180.00㎡
	管 理	幕別町忠類総合支所保健福祉課
	電 話	01558-8-2910

様式5-24-1 遺体搜索状況

遺 体 搜 索 状 況

幕 別 町

年 月 日	搜索地区	搜索遺体	搜 索 用 機 械 器 具			金 額	備 考
			名 称	数 量	所有者管理者名		
						円	

注： 搜索用機械器具は、借上費の有償無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を金額欄に記入すること。

様式5-24-2 遺体処理台帳

遺 体 処 理 台 帳

幕 別 町

処 理 年月日	遺体発見 日時及び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			遺体の 一 時 保 存	検案 料	実支 出額	備 考
			氏名	死亡者との 関係	品名	数量	金額				
							円		円	円	
計		人									

様式5-24-3 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

幕 別 町

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
		氏名	年齢	死亡者との 関係	氏名	棺 (付属品を含む)	埋葬又は 火 葬 料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- 注：1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 町長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に記入すること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

第25節 障害物除去計画

水害、山崩れその他の災害によって、道路、住居等またはその周辺に運ばれた土砂、流木等で住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の日常生活に支障のないよう処理するための対策は、本計画に定める。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、建設対策部土木班とする。〕
- (2) 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任を受けて行い、その他道路及び河川等に支障を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行う。

2 障害物除去対策

災害時における障害物の除去は、次に掲げる場合に行う。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除する必要があるとき
- (2) 交通安全と輸送の確保に必要なとき
- (3) 河川における障害物の除去が、河川の流路を良くし、いっ水を防止し、または護岸等の決壊を防止するため必要なとき
- (4) その他公共的立場から除去を必要とするとき

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策機器を使用し、または状況に応じて自衛隊及び建設業者の協力、応援を得て、速やかに障害物を除去する。
- (2) 障害物の除去の方法は、原形回復でなく応急的な除去に限る。

4 除去した障害物の集積場所

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- (2) 北海道財務局、道および市町村は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第8節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

6 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第36節 災害救助法の適用と実施」参照）

7 障害物除去状況の記録

障害物を除去した場合は、「様式5-25-1 障害物除去の状況」に記録するものとする。

様式5-25-1 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

幕 別 町

住 家 被 害 程 度 区 分	氏 名	除 去 に 要 した 期 間	実 支 出 額	除去に要すべき 状 態 の 概 要	備 考
		月 日～月 日	円		

計	半壊()	世帯			
	床上浸水	世帯			

第26節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、本計画に定める。

1 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者またはその他法例による当該施設の管理者が実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害における被害の発生を防止し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、被災状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、または住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、道、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び幕別町地域防災計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図るよう努めるものとする。

第27節 応急飼料計画

災害に際し飼料の応急対策については、本計画による。

1 実施責任者

本部長（町長）〔担当は、経済対策部農林支援班とする。〕

2 実施方法

町長は、被災農家の飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって十勝総合振興局長を通じて道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ、北海道農政事務所等に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

(1) 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

ア 家畜の種類及び頭羽数

イ 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）

ウ 購入予算額

エ 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転飼

ア 家畜の種類及び頭数

イ 転飼希望期間

ウ 管理方法（預託、附添等）

エ 転飼予算額

オ 農家戸数等の参考となる事項

第 28 節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により労務者を確保し災害対策の円滑な推進を図ることを目的とする計画は、本計画による。

1 実施責任者

- (1) 本部長（町長）〔担当は、総務広報部総務班とする。〕
- (2) 救助法が適用された場合は、町長が知事の委任を受けて行う。

2 民間団体への協力要請

- (1) 動員等の順序
災害応急対策の要員を確保する場合の順序として、まずボランティア団体及び奉仕団の動員、次に被災地区以外の住民の協力を得るものとし、特に必要な場合に労務者の雇上げをする。
- (2) 動員の要請
本部の各班において奉仕団等の労力を必要とするときは、次の事項を示し総務広報部総務班を通じて要請する。
 - ア 動員を必要とする理由
 - イ 作業の内容
 - ウ 作業場所
 - エ 就労予定期間
 - オ 所要人員
 - カ 集合場所
 - キ その他参考事項
- (3) 住民組織等の要請先及び活動
 - ア 住民組織等の要請先
「第4章第5節 自主防災組織の育成に関する計画」で編成された自主防災組織及び町内会
 - イ 住民組織等の活動内容
住民組織等の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。
 - (ア) 避難所に収容された被災者の世話
 - (イ) 被災者への炊き出し
 - (ウ) 救援物資の整理、配送及び支給
 - (エ) 被災者への飲料水の供給
 - (オ) 被災者への医療、助産の協力
 - (カ) 避難所の清掃
 - (キ) 町の依頼による被害状況調査
 - (ク) その他災害応急措置の応援

3 労務者の雇上げ

活動要員の人員が不足し、または特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇上げる。

- (1) 労務者の雇上げの範囲
 - ア 被災者の避難誘導のための労務者

- イ 医療、助産のための移送労務者
- ウ 被災者救出用機械、器具、資材の操作のための労務者
- エ 飲料水の運搬、機材操作、浄水用薬品の配布等のための労務者
- オ 救援物資支給のための労務者
- カ 行方不明者の捜索及び処理のための労務者
- キ その他災害応急対策のために必要な労務者

(2) 帯広公共職業安定所長への要請

町において労務者の雇上げができないときは、次の事項を明らかにして帯広公共職業安定所長に求人申し込みをする。

- ア 職種別所要労務者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び資金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

(3) 公共職業安定所の紹介

公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申し込みを二の機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

4 賃金及びその他の費用負担

ア 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。

イ 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を基本とする。

5 救助法の適用と実施

救助法の基準による。（「本章 第36節 災害救助法の適用と実施」参照）

第29節 ヘリコプター等活用計画

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の緊急搬送、緊急物資の輸送、人員搬送等の緊急の応急対策のための、ヘリコプター等の広域かつ機動的な活用計画は、本計画に定める。

1 基本方針

町は、町内において災害が発生し、迅速かつ的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合は、「資料編 資料1 5-3 北海道消防防災ヘリコプター応援協定」の定めにより、広域的・機動的に活動できる消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

2 実施責任者

消防防災ヘリコプターの出動要請は、本部長（町長）が行うものとする。ただし、緊急の際で、本部長が不在等の場合は、本部長の職務代理者が行う。

3 実施方法

(1) 要請の要件

本部長は、町内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

- ア 町の消防力によって災害防止が著しく困難な場合
- イ 災害が隣接する市町村に拡大し、または影響を与えるおそれのある場合
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められた場合

(2) 要請方法

本部長からの知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高責任者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

(3) 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

・ T E L 011-782-3233 ・ F A X 011-782-3234

・総合行政情報ネットワーク電話 6-210-39-897、898

(4) 町の受入体制等

- ア 道と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う
- イ 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じて機長等との連絡にあたる
- ウ ヘリポートの開設については、「本章 第9節 輸送計画」による
- エ ヘリポートの整備方法については、「資料編 資料8-1 臨時ヘリポート設定基準及びヘリポート等」による

(5) 報告

町長は、災害が収束した場合には、知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に報告するものとする。

4 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運行する。

(1) 災害応急対策活動

- ア 被災状況調査などの情報収集活動
- イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急・救助活動

- ア 疾病者、医師等の搬送
- イ 被災者の救助・救出

(3) 火災防衛活動

- ア 空中消火
- イ 消火資機材、人員等の搬送

(4) その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

5 応援ヘリコプター等の活動

道は、所管ヘリコプターで対応できない時は、道の広域応援計画に基づき、必要に応じ他県及び関係機関からの応援ヘリコプター等の要請を行う。また、大規模災害時には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなるため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。

第30節 自衛隊派遣要請及び活動計画

大規模な災害が発生したときには、町の力だけでは、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難を予想されるような場合には、人命または財産の保護のため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動等の活動計画は、本計画に定める。

1 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき
- (2) 災害が発生し、又は災害の発生が予想され、緊急措置に応援を必要とするとき
- (3) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- (4) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき
- (5) 緊急措置のための医療、防疫、給水及び通信などの応援を必要とするとき

2 災害派遣要請の要領等

(1) 依頼方法

町長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした文書（「様式5-30-1 自衛隊災害派遣要請依頼について」）をもって知事（十勝総合振興局長）に依頼する。ただし、緊急を要する場合は電話等で依頼し、その後速やかに文書を提出する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び当該町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を依頼する事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法その他参考事項（作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等）

(2) 担当部及び依頼先

災害派遣要請依頼は、総務広報部総務班が行い、連絡及び関係書類の提出先は、十勝総合振興局地域振興部危機対策室主査とする。

- (3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、または通信の途絶等により要請権者との連絡が不能である場合等は、直接指定部隊等の長に通知することができる。ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続きを行う。

3 災害派遣部隊の受入れ体制

- (1) 受入れ準備の確立 [担当は、総務広報部広報渉外班とする。]

知事（十勝総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

ア 連絡職員の指名

派遣部隊及び十勝総合振興局長との連絡職員を指名し、連絡にあたらせる。

イ 事前準備

応援を求める作業の内容、所要人員、機材等の確保その他について計画を立て、派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備する。

ウ 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備等、受入れのために必要な措置をとる。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画等の協議 [担当は、建設対策部土木班とする。]

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。

イ 知事（十勝総合振興局長）への報告 [担当は、総務広報部総務班とする。]

派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を知事（十勝総合振興局長）に報告する。

- (7) 派遣部隊の長の官職氏名
- (イ) 隊員数
- (ウ) 到着日時
- (エ) 従事している作業の内容及び進捗状況
- (オ) その他参考となる事項

4 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による偵察
- (2) 避難援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者の捜索、救助
死者、行方不明者、負傷者等の捜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）
- (4) 水防活動
堤防護岸等の決壊に対する土のう作成積込み及び運搬
- (5) 消防活動
利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
- (6) 道路または水路等交通路上の障害物の排除
施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）

- (7) 応急医療、防疫、病虫害駆除等の支援
大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は町で準備）
- (8) 通信支援
自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
緊急を要し他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び
救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
- (10) 給食、給水及び入浴支援
緊急を要し、適当に手段がない場合
- (11) 救援物資の無償貸与または譲与
「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令1
号）による。（ただし、譲与は町・道、その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲
与を受けなければ、生命身体が危険であると認められる場合に限る。）
- (12) 交通規制の支援
自衛隊車両の交通が輻輳する地点における自衛隊車両を対象とする。
- (13) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- (14) 予防派遣
風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合
- (15) その他
知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定す
る。

5 経費負担等

- (1) 自衛隊の派遣に要する費用は自衛隊において負担するが、自衛隊が防災活動に要する次の費用は、
町において負担する。
 - ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその施設費
 - ウ 電気料
 - エ 水道料
 - オ 汲取料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。
- (3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これ
を利用することができる。

6 派遣部隊の撤収要請

町長〔担当は、総務広報部総務班とする。〕は、災害派遣の目的を達成したとき、またはその必要

がなくなったと認めるときは、速やかに文書（「様式 5-30-2 自衛隊災害派遣部隊撤収要請の依頼について」）をもって知事（十勝総合振興局長）に要請する。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請し、その後文書を提出する。

7 自衛隊との連携強化

(1) 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

(2) 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

8 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれらに基づく政令、総理府令及び訓令の規定によるものとし、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条、自衛隊法第94条）
- (2) 他人の土地等への立入り（警察官職務執行法第6条第1項、自衛隊法第94条）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

様式5-30-1 自衛隊災害派遣要請依頼について

第 号
年 月 日
十勝総合振興局長 様
幕別町長 印
自衛隊災害派遣要請依頼について
このことについて、次のとおり派遣要請を依頼します。
記
1 災害の状況及び派遣を依頼する事由
2 派遣を必要する期間
3 派遣を希望する区域及び活動内容
4 派遣部隊が展開できる場所
5 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項
(部 課 係)

様式5-30-2 自衛隊災害派遣部隊撤収の依頼について

第 号
年 月 日
十勝総合振興局長 様
幕別町長 印
自衛隊災害派遣部隊撤収要請の依頼について
年 月 日付け 第 号で依頼した災害派遣要請については、次の日時をもって撤収要請を依頼します。
記
撤収要請日時 年 月 日 時 分
(部 課 係)

第31節 広域応援・受援計画

大規模災害が発生した場合、町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難と判断した場合、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画に定めるほか、「北海道災害時応援・受援マニュアル」による。なお、応援要請にあたっては、冬期は積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意し、受入体制に不備が生じないよう十分配慮する。また、他の市町村が被災した場合には、被災地被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。

なお、広域応援のうち、広域一時滞在については、「第5節 避難体制整備計画」の「8 広域一時滞在」による。

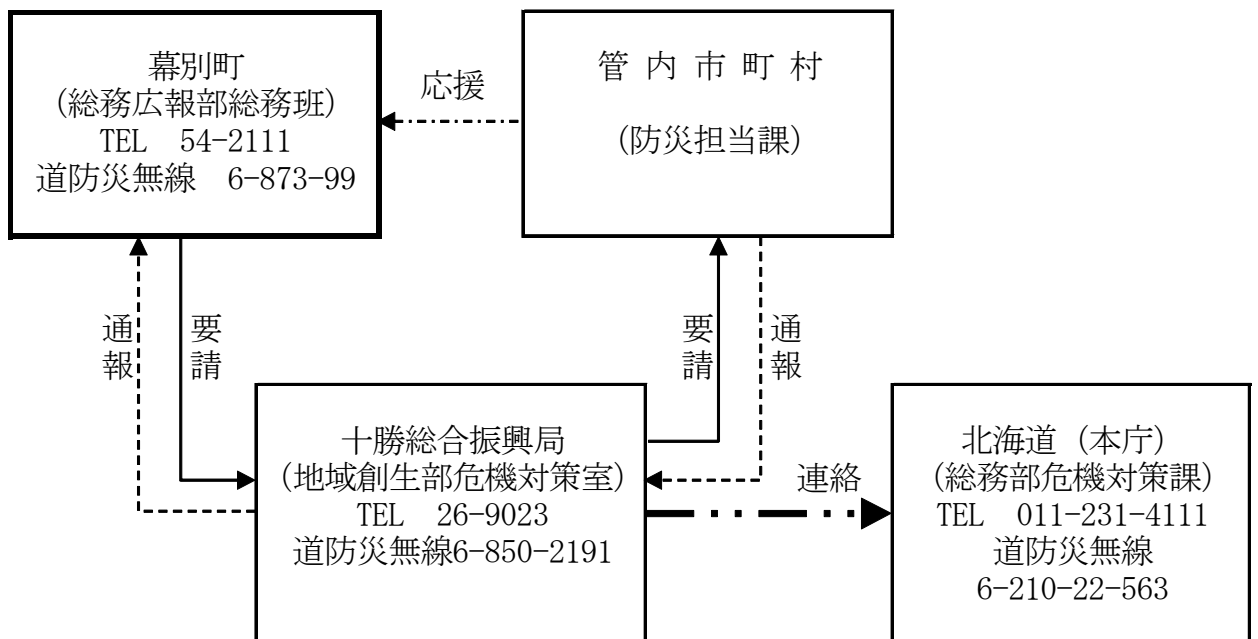
1 「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づく要請

基本法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、道及び市町村相互の応援を円滑に遂行するために締結した「資料編 資料16-1 9-1 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、応援要請する。

また、町は他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておくものとする。

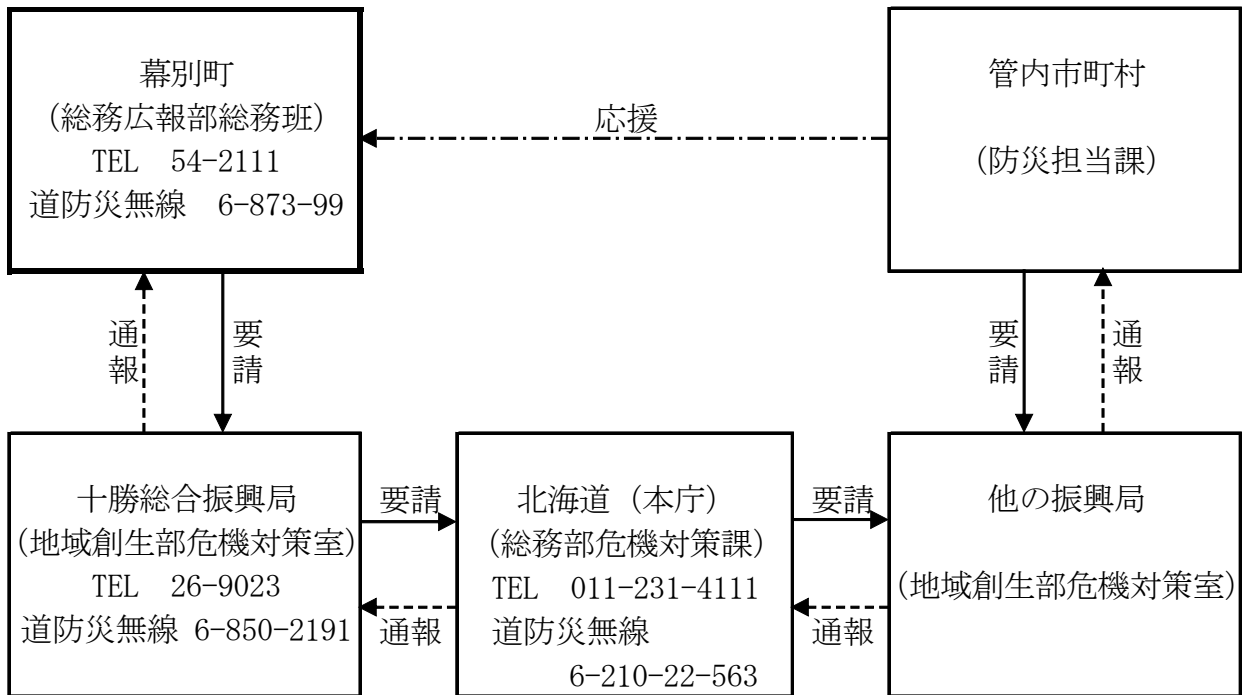
(1) 応援要請の区分及び連絡系統図

ア 第1要請（同一振興局の市町村への要請）



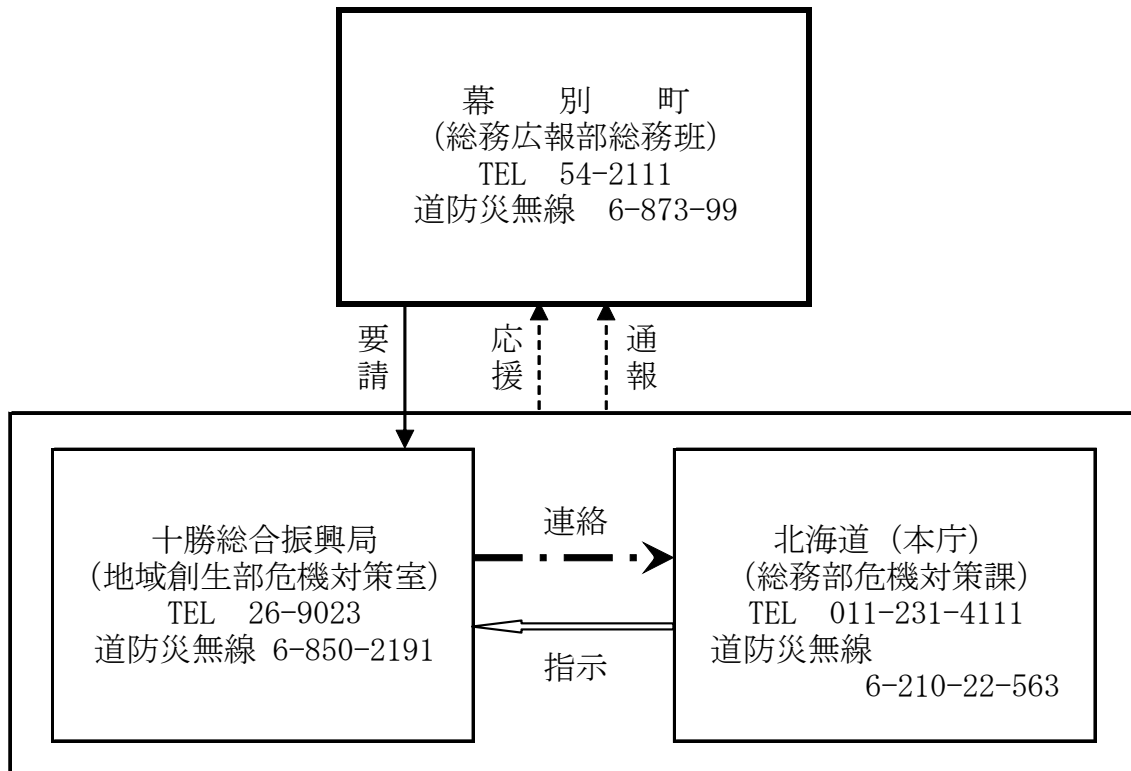
注：十勝総合振興局との連絡がとれない場合又は十勝総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後、十勝総合振興局にその旨を連絡するものとする。

イ 第2要請（他振興局の市町村への要請）



注： 十勝総合振興局との連絡がとれない場合又は十勝総合振興局を経由するいとまがない場合は、直接市町村間、又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後、十勝総合振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 第3要請 要請市町村が北海道知事に対して行う応援要請



(2) 応援の種類

要請により受けられる応援の種類については、次のとおりである。

- ア 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- イ 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- ウ 避難、救護及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- エ 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- オ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- カ その他特に要請のあった事項

2 他の都道府県の市町村に対する応援要請等

- (1) 町長は、基本法第67条第1項の規定に基づき、道外の関係市町と締結した「資料編 資料16-1 9-7～9-9 災害時相互応援に関する協定書」に基づき、幕別町が被災した時は、当該協定市町に対し応援要請するものとする。
- (2) 町長は、(1)の協定に基づき、当該協定市町長から応援を求められた場合、または協定市町と連絡ができない場合に自主的応援活動が必要と認める場合は、応援活動を実施するものとする。
- (3) 町長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにもない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力を努める。

3 「北海道広域消防相互応援協定」に基づく要請

- (1) 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「資料編 資料15-2 北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。
また、必要に応じ、町長を通じて道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防救助隊による応援を要請するよう依頼する。
- (2) 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援受入体制を確立していく。
- (3) 緊急消防救助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする

4 防災関係機関の活動拠点等

防災関係機関は、災害応急対策若しくは災害復旧が円滑に実施できるよう、必要に応じて被災地域付近における活動拠点の確保に努めるものとする。なお、活動拠点の確保や、燃料供給地点、応援者の宿泊場所等の確保が困難である場合は、道や町、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。

第32節 職員応援派遣計画

災害応急対策または災害復旧対策のため必要に応じ、災害対策基本法第29条の規定により知事等または町長等が、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、または基本法第30条の規定により内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関等の職員の派遣のあっせんを求める場合については、本計画に定める。

1 要請権者

- (1) 知事又は道の委員会若しくは委員
- (2) 町長又は町の委員会若しくは委員

なお、道又は市町村の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は町長に予め協議しなければならない。

2 要請手続等

- (1) 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、道または町は職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は町長に予め協議しなければならない。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについて必要な事項

- (2) 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

ア 派遣のあっせんを求める理由

イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

3 派遣職員の身分取扱

- (1) 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方が有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

- (2) 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、災害対策基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。ただし、地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ、決定するものとする。
- (4) 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考) **昭和37年自治省告示第118号(災害派遣手当の額の基準)**

災害対策基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の基準額を次のとおり定める。

派遣を受けた都道府県または市町村の区域に滞在する期間	公用の施設またはこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を越え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を越える期間	3,970円	5,140円

第33節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携については、本計画の定めるところによる。

1 ボランティア団体・NPOの協力

道、町及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部または各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

2 ボランティアの受入れ

道、町、社会福祉協議会及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配布
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動

(16) ボランティア・コーディネーター

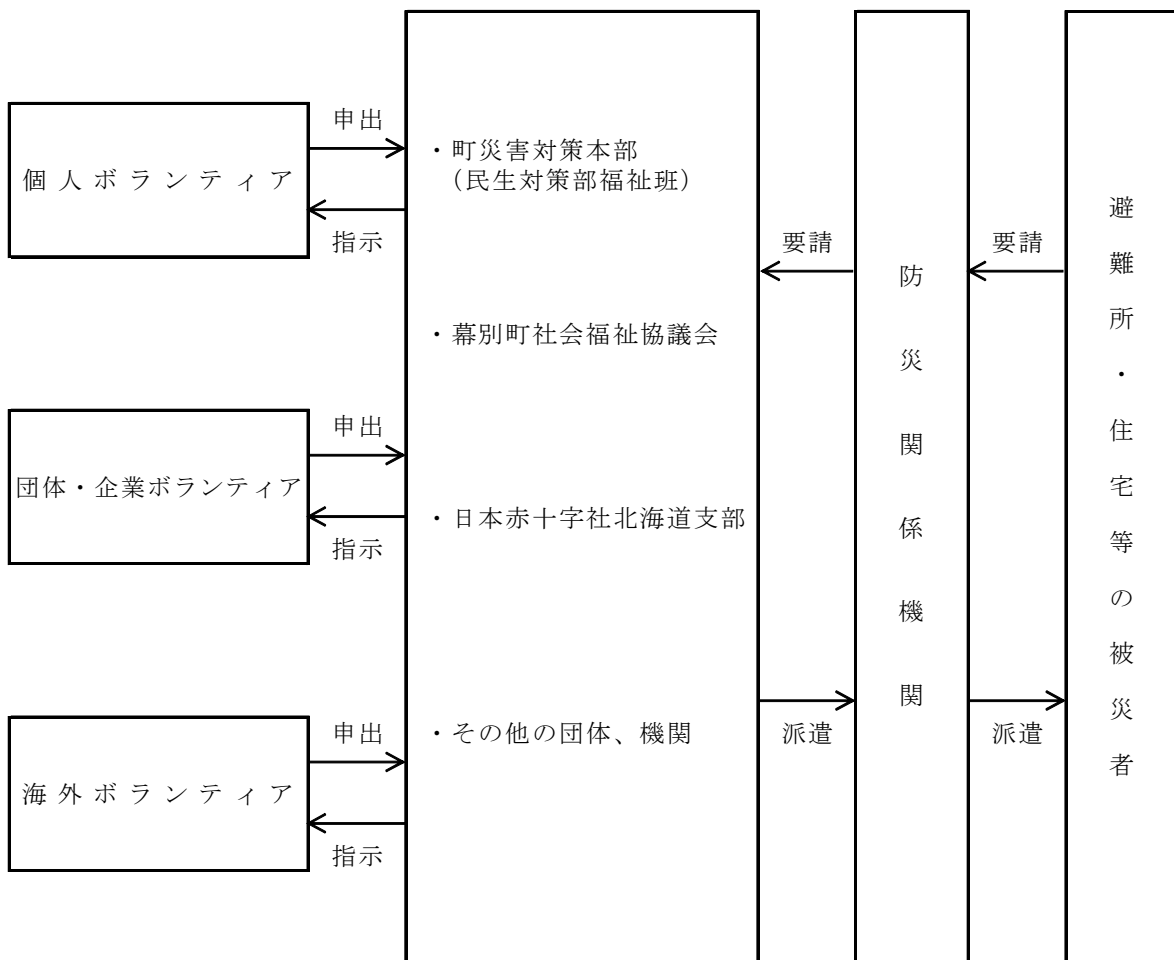
4 ボランティア活動の環境整備

道、町及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時には、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

<ボランティア受入体系図>



第34節 災害義援金等募集(配分)計画

大規模な災害が発生した場合、町、道、日本赤十字社北海道支部、道社会福祉協議会及び、道共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援金品を迅速かつ確実に被災者に配分するための計画は、本計画に定める。

1 義援金品の募集

(1) 義援金の募集

町は、道、日本赤十字社北海道支部、道社会福祉協議会及び、道共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて、報道機関を通じて広報活動を実施する。

(2) 義援物資の募集

義援物資については、道、関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するものと希望しないものを十分に把握するとともに被災地の需要状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量、送り先、募集期間等を定めて、報道機関を通じて広報活動を実施する。

また、現地の需要状況を勘案し、募集する義援物資のリストの改定に努める。

2 義援金品の引継ぎ及び配分

(1) 義援金の引継ぎ及び配分

寄託された義援金は北海道災害義援金募集（配分）委員会¹（以下「委員会」という。）に確実に引き継ぐ。委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、町を通じて適正に配分する。

(2) 義援物資の引継ぎ配分

義援物資については、町が引継ぎ、町は、町内会長、ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。

なお、配分にあたっては、高齢者、障がい者等要配慮者に十分配慮する。

3 義援金品の管理

町は、義援金を委員会に寄託するまでの間及び委員会から寄託され被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないように適正に管理する。

また、寄託された義援物資についても、被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

¹ 北海道災害義援金募集（配分）委員会が実施する義援金募集（配分）業務は、災害救助法第32条に基づき北海道知事から救助又は応援の実施について委託を受けている日本赤十字社北海道支部とその協力団体が実施するものであることから、寄託された義援金は法人税法第37条第3項第1号または所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金に該当するものである。

第35節 災害応急金融計画

災害の応急復旧を図り、被災者の速やかな立ち直りを期するための応急金融は、本計画に定める。

1 実施計画

災害時の応急的な金融計画は次のとおりとする。なお、各種対策に伴う支援制度については、「資料編 第4章 災害援護」による。

(1) 一般住宅復興資金の確保

道は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助する。

町は、道と協調して融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

(2) 中小企業等金融対策

道は、災害貸付を適用し、信用保証協会、取扱金融機関と連携、協調のもと、被災中小企業者等に対する金融支援を実施する。

(3) 農林水産業等金融対策

道は、天災資金の融資枠を確保し、町と協調して融資に対する利子補給措置を講じるとともに、日本政策金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

(4) 福祉関係資金の貸付等

道は、町と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子及び寡婦福祉資金の貸付を積極的に実施する。

(5) 被災者生活再建支援金

道は、町と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

ア リ災証明書

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真を活用するなど、住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

イ 被災者台帳

町は、被災者の被害の程度や援護の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

なお、当該台帳作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報等を内部で活用できることとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組)の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

2 財政政策

- (1) 指定地方行政機関、金融機関等は、道及び町が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力するものとする。
- (2) 道、町、防災関係機関及び金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助するものとする。

3 応急金融の概要

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子・寡婦福祉資金
- (3) 災害援護資金貸付金
- (4) 災害復興住宅資金
- (5) 農林漁業セーフティネット資金
- (6) 天災融資法による融資
- (7) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- (8) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- (9) 造林資金
- (10) 樹苗養成施設資金
- (11) 林道資金
- (12) 農業漁業施設資金（主務大臣指定施設）林産業施設資金（災害復旧）
- (13) 共同利用施設資金
- (14) 備荒資金直接融資資金
- (15) 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」
- (16) 勤労者福祉資金
- (17) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

（概要については、「資料編 資料4-2 応急緊急の概要」による。）

第36節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本計画に定める。

1 実施体制

救助法による救助は、知事が行う。町長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施するものとする。

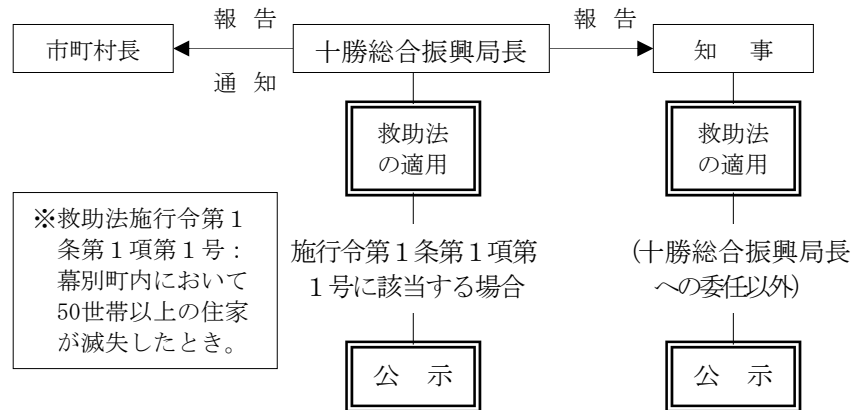
2 救助法の適用基準

- (1) 災害が発生した場合
本町における救助法による救助は、別表5-36-1に掲げる災害が発生した場合において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。
- (2) 災害が発生するおそれがある場合
災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内に本町が含まれる場合には、現に救助を必要とする者に対して行う。

3 救助法の適用手続き

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害に関し、その被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、または該当するおそれがあるときは、直ちに十勝総合振興局長に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は旧法の規定による救助を行い、その状況を直ちに十勝総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

<手続き系統図>



4 救助に必要とされる措置

- (1) 従事命令

知事は救助を行うために特に必要と認めるときは、次の者に従事命令をもって救助に関する業務に従事させることができる。

- | | |
|----------------|-----------------|
| ア 医師、歯科医師及び薬剤師 | イ 保健師、助産師または看護師 |
| ウ 土木技師または建築技師 | エ 大工、左官または鳶職 |

- | | |
|------------------------|-------------------|
| オ 土木業者または建築業者及びこれらの従事者 | カ 地方鉄道事業者及びその従事者 |
| キ 軌道経営者及びその従事者 | ク 自動車運送事業者及びその従事者 |
| ケ 船舶運送業者及びその従事者 | コ 港湾運送業者及びその従事者 |

(2) 救助命令

知事は救助を行うために特に必要と認めるときは、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(3) 保管命令等

知事は救助を行うために特に必要と認めるときは、病院、診療所、旅館その他の施設を管理し、土地、家屋もしくは物資を使用し、物資の生産、集荷販売、配給、保管もしくは輸送業に対し、その取扱う物資の保管を命じ、または物資を収容することができる。

(4) 立入検査

知事は前項の目的のために必要があるときは、職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所または物資を保管させる場所に立入検査をさせ、物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

(5) 従事命令の発令

従事命令等を発し、救助を実施する場合は、「各様式」に指定の公用令書等（救助法施行令に定める。）を交付して行う。

(6) 関係機関との相互協力

救助法、同法施行令及び同法施行規則の規定に基づき、自治体の行う公用令書等によって行う職務と相互に協力して行う。

5 救助の実施

(1) 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委託する。

(災害が発生した場合)

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	市町村・日赤道支部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～市町村設置～道（ただし、委任したときは市町村）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市町村
飲料水の供給	7日以内	市町村

被服、寝具その他の生活必需品の給与または貸与	10日以内	市町村
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）
助産	分娩の日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは市町村）
災害にかかった者の救出	3日以内	市町村
住宅の応急修理	3ヶ月以内(国の災害対策本部が設置された場合は、6ヶ月以内)	市町村
学用品の給与	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内	市町村 市町村
埋葬	10日以内	市町村
死体の搜索	10日以内	市町村
死体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	市町村
生業資金の貸与		現在運用されていない

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(災害が発生するおそれがある場合)

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	市町村

(2) 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うために必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により指定行政機関の長または指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

6 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

様式5-36-1 公用令書(従事・協力)

従事第 号

公 用 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事・協力 を命ずる。
年 月 日

処分権者 北海道知事 印

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

様式5-36-2 公用令書(物資の保管)

保管第 号

公 用 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり、物資の保管を命ずる。
年 月 日

処分権者 北海道知事 印

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

様式5-36-3 公用令書(管理・使用・収用)

管理第 号

公 用 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり を 管理・使用・収用を命じる。
年 月 日

処分権者 北海道知事 印

名 称	数量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

様式5-36-4 公用変更令書

変更第 号	公 用 変 更 令 書
住 所 氏 名	
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年 月 日第 号)にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	処分権者 北海道知事 印
変更した処分の内容	

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

様式5-36-5 公用取消令書

取消第 号	公 用 取 消 令 書
住 所 氏 名	
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書(年 月 日第 号)にかかる処分を取消したので、同法施行令第34条第1項 ¹ の規定により、これを交付する。	
年 月 日	処分権者 北海道知事 印

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

¹ 災害対策基本法施行令第34条第1項:都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、基本法第81条第1項(公用令書の交付)の規定により公用令書を交付した後当該公用令書に係る処分を変更し、又は取り消したときは、すみやかに公用変更令書又は公用取消令書を交付しなければならない。

別表5-36-1 救助法の適用基準

適用基準				摘要
被害区分	市町村単独の場合	相当広範囲な場合(全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合	<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したものの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のものである。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 <p>2 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</p>
市町村の人口	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数		
15,000人以上 30,000人未満	50	25	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	